

平成 14 年 第 4 回

高森町議会 12 月定例会会議録

平成 14 年 12 月 16 日 開会

平成 14 年 12 月 20 日 閉会



高 森 町 議 会

1 2 月 1 6 日 (月)

(第 1 日)

平成14年第4回高森町議会定例会（第1号）

平成14年12月16日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

2 番 後藤 和昭君

4 番 甲斐 正一君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（5日間）

自 平成14年12月16日

至 平成14年12月20日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月16日（月）	本会議	提案・説明
12月17日（火）	本会議	質疑・付託
12月18日（水）	休 会	常任委員会
12月19日（木）	本会議	一般質問
12月20日（金）	〃	委員長報告・討論・採決

日程第 3 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成14年度高森町一般会計補正予算について)

日程第 4 議案第62号 平成14年度高森町一般会計補正予算について

日程第 5 議案第63号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第64号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第65号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を

改正する条例について

日程第 8 議案第 66 号 公益法人等への高森町職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 67 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 68 号 平成 14 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 11 議案第 69 号 平成 14 年度高森町介護保険特別会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	野 中 謙 三 君	2 番	甲 斐 廣 國 君
3 番	後 藤 和 昭 君	4 番	甲 斐 正 一 君
5 番	藤 本 正 一 君	6 番	相 馬 俊 行 君
7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐 栖 見 誓 香 君
10 番	佐 伯 金 也 君	11 番	杉 永 竹 範 君
12 番	甲 斐 裁 君	13 番	後 藤 英 範 君
14 番	児 玉 國 廣 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

9 番 古 澤 豊 喜 君

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

町 長	今 村 博 信 君		
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 兼 草 部 出 張 所 長	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長	後 藤 秀 希 君	保 健 福 祉 課 長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水 資 源 対 策 課 長	芹 口 誓 彰 君
高 森 中 央 出 張 所 長	桐 原 一 紀 君	野 尻 出 張 所 長	住 吉 五 夫 君
収 入 役 室 長	岩 下 健 治 君	教 委 事 務 局 長	山 村 将 護 君
監 査 事 務 局 長	阿 南 哲 也 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	村 嶋 兵 志 郎 君

行政係長 甲斐敏文君 財政係長 河崎みゆき君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 色見隆夫君 議会事務局係長 佐藤幸一君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長、今村博信君。

○町長（今村博信君） おはようございます。

平成14年第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には本当にお忙しい中、ご参集を賜り、誠に厚く御礼を申し上げます。

さて、河原地域に大分県の業者から不法投棄されました件につきましては、新聞等においてご承知のことと思いますが、平成14年5月に発見されました今日まで県等と現地調査並びに協議を重ねてきました結果、産業廃棄物として認定されました。撤去命令が出されたところでございます。早速、本日、熊本県議会が現地調査されることになっております。一日も早く撤去ができるようお願いをしているところでございます。

このような問題や町村合併問題等々、本町を取り巻く諸問題は山積しております中でございますけれども、私事でございますが、平成3年4月より、町民の皆様方の温かいご支援とご協力によりまして、本職に就任させていただき、その間、旧町村ごとにゾーニングプランを策定させていただきました。その基本計画をもとに、12年間、その目標に向かってまい進してきたところでございます。

ご承知のとおり、一応その成果も達成し、また、青写真まで作成できたと思っております。未だ幕天席地の志をもっておりましても、私といたしましては、体調も少し崩しております。この激動の中、変革の中に体調崩しており、全うすることができません。よって、次期統一選挙には出馬しないことにいたしました。今後は、残されました期間、一生懸命に町政の推進を図ってまいります。

どうか、議員各位におかれましては、ご協力をお願いをいたしますとともに、今回、提案いたします議案につきましても、慎重審議をいただき、ご決定くださいますようお願いを申し上げまして、ごあいさつといたします。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） どうも、ありがとうございました。

ただいまから、平成14年第4回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉國廣君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、3 番 後藤和昭君、4 番 甲斐正一君を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（児玉國廣君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐正一君。

○議会運営委員長（甲斐正一君） おはようございます。

議会運営委員会に付託してありました平成 14 年第 4 回高森町議会定例会の会期につきまして、本日 12 月 16 日より 20 日までの 5 日間と決定しております。以上、報告いたします。

○議長（児玉國廣君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日 12 月 16 日から 12 月 20 日までの 5 日間と決定しました。

-----○-----

日程第 3 承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（児玉國廣君） 日程第 3 承認第 8 号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 承認第 8 号の平成 14 年度高森町一般会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、今年 8 月の豪雨により被害を受けた公共土木施設の災害復旧について、10 月 22 日、23 日に災害査定を受け、補助対象として認められました 3 件で、早急に復旧する必要があり、専決したものであります。

今回の補正は、406 万 1,000 円の追加であり、これを現計予算に合算いたしますと、52 億 1,153 万 4,000 円となります。第 2 表、地方債の補正につきましては、公共土木施設の災害復旧事業実施に伴い、変更するものであります。

以上、専決しました主な内容について申し上げましたが、ご審議の上、ご承認い

たゞきますうお願いをいたしまして、説明を終わります。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

今回、専決されました主なものといたしましては、災害復旧に係るものがございますけれども、例年、災害が何本ずつか発生をいたしております。高森町におきましては、公共土木工事のスムーズな進捗によりまして、年々災害の発生率というのは減ってきておるわけでございますけれども、今回、12月に入札が行われております。これは、河川災1件、道路災2件というふうに書いてございますが、一番大きいものからだいたいどのぐらいの金額であったのか、一番小さいものでどの程度の金額であったのか、よろしければ、ご報告をいただきたいと思ひます。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） 今回、査定を受けました件数で3件、大きいもので222万円、自主設計ですね、それと77万9,000円、104万5,000円、以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 今、報告がありましたとおり、非常に災害におきましても、金額的には軽微なものといつてよろしいのではないかなと思つております。高森町の産業構造といたしましては、土木業者等においても、非常に零細な個人企業的な業者さんが多数いらっしゃいます。大きい方達も俗にいうAクラスからABCDEというクラスまであるわけでございますが、こういうふうな不景氣な時にこそ小さい零細な皆様方に仕事をなるべく配分できるようにやっていただきたいと思つております。

後ほどまたいろいろ出てくると思ひますけれども、今年1年間において、だいたい平均的に一番小さいEクラスの皆様方がどれだけ町の公共工事と災害も含めて、受注されていらっしゃるのか、調べておられれば、それも報告をお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） それにつきましては、詳細は調べておりませんで、調べましてご報告させていただきたいと思ひます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） よろしくお願ひいたします。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

本日、提案されております日程第4 議案第62号から日程第11 議案第69号までにつきましては、本日は提案のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第62号から日程第11 議案第69号までにつきましては、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第62号 平成14年度高森町一般会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第4 議案第62号、平成14年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 議案第62号で提案いたしております平成14年度高森町一般会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、8月の人事異動に伴う人件費の調整や公共住宅の修繕費について補正を行い、総額で570万4,000円を計上しております。これを現計予算と合算いたしますと、52億1,723万8,000円となります。

8ページ、第2表、債務負担行為は、大家畜経営維持緊急資金権利利子補給に関するものであります。これは、牛海綿状脳症発生に伴う国産牛肉の消費減退、価格低

下等により、経済的影響を受けた大家畜農家に対し、運転資金を低利で融資する阿蘇農業協同組合に対し、利子補給を行い、業者の金利負担を軽減し、家畜経営の安定を図るものであります。

なお、利子補給期間は3年とし、限度額51万1,752円となります。

次に、9ページ、第3表、地方債の補正は、普通交付税より振り替えられた臨時財政対策債の借入限度額が確定いたしましたので、その補正を行っております。

以下、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

12ページの民生費負担金は、老人福祉施設へ入所者の増により、増額補正を行うもので、これに伴いまして、13ページの国庫負担金の老人福祉費負担金と14ページの県負担金がともに増額となっております。

15ページ、在宅老人福祉費補助金は、介護予防、生活支援事業の減額見込みにより補正を行います。

17ページ、総務費県委託金では、来年4月に執行されます熊本県議会議員一般選挙費委託金を計上しております。

次に、歳出予算の主なものについて説明を申し上げます。

19ページ、議会費につきましては、費用弁償条例の一部改正に伴いまして、その議会に応じた日当の支払いをするため、食糧費から費用弁償に組み替えるものでございます。

22ページ、諸費につきましては、平成13年度在宅老人福祉費、障害者福祉事業等の実績に基づく国・県補助金の精算金を計上しております。

電算費の委託料は、年金、国保、老人保健等の法改正に伴い、算定システムの変更を行うものであります。

24ページ、選挙費では、来年4月に執行予定の熊本県議会議員一般選挙につきまして、まずもって、ポスター掲示板等の準備経費を計上しております。

27ページ、老人福祉費では、歳入の説明でも申し上げましたとおり、老人福祉施設の入所者が増えましたので、措置費を増額補正するものであります。また、介護保険特別会計の繰出金を現年度見込額により計上しております。

32ページ、農業振興費の中山間地域等直接支払交付金事業は、昨年より1集落増えまして、9集落となりましたので、増額するものであります。

36ページ、住宅管理費では、昭和60年、61年建設の横町A団地のガス風呂取り替え工事を行い、安全で快適な住環境整備を行ってまいります。

また、消防費では、消防ポンプを随時買い換え、地域防災環境の整備を図ってま

います。

以上、今回、提案しております主な補正について、その概要をご説明申し上げましたが、よろしく審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第5 議案第63号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第5 議案第63号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 議案第63号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、熊本県多子世帯子育て支援事業に関する補助制度の改正に伴い、児童が3人以上同時に入所している世帯にあつては、3人目以降の保育料をこれまでの2分の1補助を全額免除に、平成14年4月1日から改正するものがあります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第64号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第65号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第66号 公益法人等への高森町職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第6 議案第64号から日程第9 議案第67号までの4件は関連がありますので、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） おはようございます。

議案第64号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい

て、及び議案第65号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、並びに議案第66号、公益法人等への高森町職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について、並びに議案第67号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての4議案につきましての提案説明を申し上げます。

いずれの議案も今回の条例は、平成14年度人事院の給与勧告によりまして、国の基準に準ずるために各関係条例を改正するものであります。

その内容といたしましては、平成14年4月1日からすでに支給されている分を給与月額、平均にいたしますと、約7,200円程度、パーセントにいたしまして2%の減額調整を行いまして、また、それに伴います扶養手当の見直し、そして、期末手当0.05カ月分の減額であります。また、平成14年3月1日に一時金として支給されました3,756円の条文の削除等が主な改正内容であります。

今回、改正ですでに支給されました分につきましては、平成15年3月の期末手当で調整することといたしております。

なお、平成15年度からは3月の期末手当については支給はございませんが、その分の手当につきましては、6月と12月にそれぞれ支給されます月におきまして、率を配分し、支給することとなります。

以上が今回の主な条例改正であります。どうか、慎重審議賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

-----○-----

日程第10 議案第68号 平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第10 議案第68号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） おはようございます。

それでは、議案第68号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、予算の総額はそのままとし、歳出について補正を行ったものです。

4ページをお開きください。

第1款の総務費でございますが、役務費から委託料へ61万3,000円、第2

款の保険給付費につきましては、第6款の保健事業費から60万円を組み替えたものです。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第11 議案第69号 平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 日程第11 議案第69号、平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 議案第69号で提案しました平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算第2号について、ご説明いたします。

今回の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,166万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,441万円とするものであります。

まず、歳入につきましては、次期介護保険事業における介護報酬や一次認定システム見直しに伴うシステム改修の国庫補助及び一般会計からの繰入、さらに、歳出でもご説明申し上げますが、介護給付費の増に伴う国・県・町の介護負担金、及び第2号被保険者の保険料に相当する支払基金からの交付金の増を補正いたしました。

次に、歳出につきましては、介護報酬や一次認定システム見直しに伴うシステム改修委託料、介護認定に伴う主治医意見書作成料及び介護サービス利用増に伴う介護給付費を補正いたしました。

なお、介護サービス利用増の要因といたしましては、介護保険制度への周知のアップと合わせ、本年9月オープンいたしました介護老人保健施設ケアセンターひばりへの入所及び在宅サービスであります通所リハビリサービス等の利用が主なもので、11月末現在、入所者が14名、通所者が10名となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、1件議長から報告をいたします。

総務常任委員会に付託されております「上在集会所の件」について、地元責任者

からまだ地元民の意見の集約に時間を要する旨の申し入れがありました。総務常任委員会におかれましては、このことを十分考慮されまして、慎重に審議されますようお願いをいたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午前11時30分

1 2 月 1 7 日 (火)

(第 2 日)

平成14年第4回高森町議会定例会（第2号）

平成14年12月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案に対する質疑並びに付託

日程第2 休会の件

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番	野 中 謙 三 君	2 番	甲 斐 廣 國 君
3 番	後 藤 和 昭 君	4 番	甲 斐 正 一 君
5 番	藤 本 正 一 君	6 番	相 馬 俊 行 君
7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐 楢 見 誓 香 君
10 番	佐 伯 金 也 君	11 番	杉 永 竹 範 君
12 番	甲 斐 裁 君	13 番	後 藤 英 範 君
14 番	児 玉 國 廣 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

9 番 古 澤 豊 喜 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長	今 村 博 信 君		
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 兼 草 部 出 張 所 長	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長	後 藤 秀 希 君	保 健 福 祉 課 長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水 資 源 対 策 課 長	芹 口 誓 彰 君
高 森 中 央 出 張 所 長	桐 原 一 紀 君	野 尻 出 張 所 長	住 吉 五 夫 君
収 入 役 室 長	岩 下 健 治 君	教 委 事 務 局 長	山 村 将 護 君

監査事務局長 阿南哲也君 農業委員会事務局長 村嶋兵志郎君
行政係長 甲斐敏文君 財政係長 河崎みゆき君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 色見隆夫君 議会事務局係長 佐藤幸一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがいまして、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案に対する質疑並びに付託

○議長（児玉國廣君） 日程第1 議案に対する質疑並びに付託を議題といたします。

-----○-----

議案第62号 平成14年度高森町一般会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第62号、平成14年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

今回の補正予算にあがっております36ページ、住宅管理費で、横町A団地ガス風呂釜取り替え工事が17台入っておりますけれども、横町A団地の、要するに、部屋数ですね、また、B団地、それぞれ他にも風呂釜が入っている町営住宅はあると思いますけれども、今回の取り替えも含めて、それぞれの住宅のさまざまな備品関係の傷み具合等がもし把握されておれば、報告をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） ご質問の件でございますが、今回、補正であげさせていただいております横町A団地のガス釜でございますが、32戸世帯ありまして、現在、12年に1台、14年に6台、取り替えを行っております。ガス釜の耐用年数は7年から10年ということでございまして、そういった形で今年になりまして、6台の取り替えが出てまいりましたので、業者の方に調査していただきましたとこ

る、どれが壊れてもおかしくない状態であるというお話でございましたので、一応そうなりますと、事故等を考えますと、一日も早く取り替えてやって安全に住んでいただきたいということで、今回、補正をあげさせていただきました。

今回、あげております分が17台でございますが、残りについては既存の予算で対応させていただきまして、残りの25台を修理させていただく計画でございます。

それから、町営住宅の維持管理修繕計画ということで、15年、16年、17、18という形で、すべて団地ごとにいろいろ修繕を出てくる分に関しては、計画をいたしております。これにつきましては、いろいろ今後ございますので、必要であれば、あとでお渡ししたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 町営住宅のいいところというのは、町が管理する物件であるがために、町がさまざまな備品関係について修繕をして、住宅に入っている方達を安全に生活ができるように環境づくりするわけなんです。一般の世帯で申しますと、だいたい備品関係はそれぞれ皆さん方が傷みがあれば修繕をしたり、取り替えたりされるというのが当たり前のことでございます。ただ、町営住宅の意味からいたしますと、やはり低所得者の皆さん方、住宅に困っている皆さん方を希望があればそこに入居していただいているということでございますから、町としても、住みやすい住宅環境、住居環境をつくるためには、そこまでも見なければならぬのかなと思っております。

それぞれ永久的なものはほとんどございませんで、耐用年数というものがありますので、取り替えはやっぱりどの備品、どの家財についても必要になってくるわけでございますが、ただ、自然に使っていて、当たり前に使っていて傷んだ分については、取り替える義務は町当局の方にあるのかなと思っておりますが、ただ、非常に難しいところがあると思っております。使い方による、要するに、使用者の故意または過失等によって、7年もつものが5年しかもたなかったとかという問題が生じてくると思うんですが、そのあたりの把握はどのようにされていらっしゃるのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） これにつきましては、一応、通常の故障であれば修理をさせていただきます。故意、または故意といいますか、そういった使用によって法外な使い方によって故障した分に関しては、ケースバイケースで対応させてい

ただいております。

一応対応年数当たりを判断して現在は修理あたりをして、出てきた時に、修理当たり対応しておりますので。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） これだけ財政が逼迫した中でございますから、耐用年数が7年というものであるならば、やっぱり一般の世帯当たりは耐用年数が7年ならばそれを10年もたせる、12年もたせるという工夫をそれぞれ世帯の皆さん方はされます。車のレンタカーとか、いろんなリース関係の機械を見れば、やっぱり使用される方達が変わっていけば、その都度、その機械というものは傷みが出てくるというふうに私は感じておるわけです。ですから、町営住宅も同じように、3年で変わったり、そのままずっと入っておられたりすればいいんでしょうけれども、やっぱり使う方達がどんどん変わっていけば、その分、その中に入っておるいろんな機械等については、耐用年数が7年であっても5年になったりする可能性が僕は出てくると思います。特に、古いものをまた受け継がれた新しい入居者の皆さん方はより一層の注意を払って、いろんな備品については使用していただきたいなど希望を持っておるわけですが、やっぱり今から先の住宅管理においては、いかにその中にある建物も含めてですが、備品を長く使っていただけるか、長く安全にまた、その使っていていただいて、大事に使っていただいて、7年のものを12年、15年と使っていただく工夫をしなければならないと思うわけですが、その点については、今から先、住宅の入居者の皆様方に周知徹底をしていただきたいと思います。

それと、やがてもう今、12月ですから、3月にはまたいろいろと入れ替え時期になってまいります。今現在、下町の方にも住宅が新しく建設中でございます。

どの程度の町の皆様方が今、住宅入居希望で待機の皆様方がどの程度今度の新しい住宅新築によって、入っていかれるのかということも併せてお願いをいたします。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） 今回、お願いしております横町A団地につきましては、それぞれ修理ができる分については修理をさせていただいて、耐用年数過ぎた分であっても使わせていただいております。今回は、その部品あたりが少なくなっただけで対応できないという形でございますので、お願いしている分でございます。

それから、現在、入居待ちにつきましては、ちょっとはつきり数字は覚えておりませんが、25から30名程度がお待ちだと思います。

下町が建替え事業で下町団地の方が入ってこられます。普通の住宅が1棟が空く

予定です。それと、特別公共賃貸住宅ですね、これが2世帯、それと、駅前団地が2世帯、これは高齢者、障害者向けです。ができます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） じゃあ、今の建設課長の答弁では、だいたい5世帯ぐらいは新しい住宅によって、入居待ちの皆さんが要するに入ってくる可能性があるというふうにとらせていただきます。

私もいろいろと住宅の入居等については、町内の皆さん方から話は聞いております。今、町長も言われておりましたが、やっぱりやさしいまちづくりという話も、要するに、やさしいまちづくりをつくっていくと、やさしいまちづくりを目指すというようなのがやはり高森町の一つの誇りであり、目的であったと思っておりません。

それと合わせて、今回、補正の中にも出ておりますけれども、老人福祉施設に入居者の皆さん方が増えていらっしゃるようでもありますし、介護保険についても、後ほど特別会計でもありますが、やっぱり報酬等が増えてきておるようでございます。そうなりますと、なぜやっぱり介護保険というものが増えてくるのかなというのは、やはり独居老人、独居世帯、老人夫婦世帯というのがどんどん増えてきておるわけですね。その中で、若者が直接老人介護に影響がするとは思いませんけれども、田舎の方に年老いた両親を残して、自分達がどんどんこちらの方に下りてこられると、新しい住宅を建てられて住まれる分については私は仕方がないと思いますが、以前から申し上げておりましたとおり、やさしいまちを目指しておった、やはりこの自治体が老人の夫婦を残して若者が町営住宅に入るということは、私はあまり歓迎すべきことではないと思っております。

特に、私どもの近所でも見てみれば、広い家に両親が2人住んでいらっしゃる、若者はと申しますと、町営住宅に入っておるような状況でございます。私達は本当にその方達が町営住宅に、要するに、住宅に困っておるのか、困っていなかったのかというのは、その家庭でないとわからないと思いますが、第三者的に見ますと、やはり50坪も60坪もある家で、間取りが7部屋も8部屋もある家が本当に住宅に困っておるとは私は考えておりません。町営住宅の入居審査等についても、私はそのあたりの考慮がなされておったのかということは疑問を持っております。ですから、今後、町営住宅の入居に際しては、そこあたりも把握していただけるように要望をさせていただきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 7番 三森でございます。

36ページの款8の消防費ということでちょっとお尋ねするわけでございますが、可搬消防ポンプということで116万円組んでございます。これにつきましては、年末も近こうでございますし、特に、緊急出動時、なくてはならない備品であろうかと思えます。

特に、火災においては、地域住民の予防消防を図るということで、必要かつ重要な備品でございますが、現在の消防団の中で、特に、少子高齢化の中で、団員さんの加入がものすごく減っておる状況、また、部落的にも相当消防団以外においても、高齢化しておるということで、なかなか機械の使い方というものも当然わかっていけないような状態になりつつあります。特に、17年度合併ということになってきますと、広域的な絡みもありますし、町が今後、消防の組織というものをどのように考えておられるのか、この備品について、現在の緊急的に補正を組んで入れなければならない状況なのか、新年度の予算で組んでいいものなのか、そこあたりも含めてお聞かせ願えればと思えます。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 今回も、補正でお願い申し上げましたのは、ある分団におきまして、ポンプが焼きついたということで、一応業者を入れて、今現在、うちの予備をそちらに持って行っております。しかし、その予備も1台ありますけれども、それもある分団が買い換えた時に置いた品物ということで、非常に万が一に備えて、非常に難しいということで、業者に修繕はしていただきましたものの、果たしてこれで万全かと言われるとちょっと疑問であるというようなお話もいただいておりますし、さきの幹部会でもちょっと今の議員さんからご指摘ありましたように、機械の非常に扱い方というのが昭和50年ごろのポンプというのが本町にはまだ現存しているわけです。そういうことで、その当時のやつは非常に機械の操作が真空にしたり、いろいろ手続きを踏まなくてはならんということで、非常に機械の扱い方がずさんなところがあるんじゃないかということで、非常に団長の方からも各分団に指示がなされたところでございます。

そういうことによりまして、今回からは一つ、現在、ご存じのとおり、先だつての阿蘇郡の大会でもありましたように、一発始動、一発真空という機械が出ております。そういうことで、今後はこれを逐次毎年1台ずつでも入れながら、50年からの分をずっと変えていきたいということで、消防の方からも要望があつておりま

すので、早速、今回お願いしたところでございます。

また、その中にちょっとお話がありましたように、団員の確保ということで、非常に今、各団苦勞されております。前、分団長さんが1回、退職というか、下に下げられて、また、団員としてやるというような非常に不都合な点も生じておる分団もありますし、そういうことの中におきまして、消防団の幹部会では、各分団の見直しということも今現在、いろいろ検討もされております。その中にあります。また、それによりまして、また出ておりますのが、いち早く手を付けたいなと思っておりますのが、本町の機動分団です。これは、ご存じのとおり、役場職員がほとんど当たっております。その職員を各分団帰したらどうかという話も出ておりますし、その場合、機動をどうするのかということでございますが、これにつきましては、ご承知のとおり、ほとんど職員がOBでやってきておると、OB組織ということに変えることが可能なのかということも含めて、議論しようということで、まず、この辺から手を付けてたらどうかという話も出ておりますので、今後、それにつきましては、各分団長さん方の会合の中でも十分議論しながら、対応していきたいということで、当然、ここに1台あげておりますが、毎年、14分団21部ありますけれども、これをポンプ車以外は逐次1台ずつでも変えていくということで対応していきたいと、自治消防については万全を期していきたいと思っております。

ただ、今、ご指摘のように、非常に団員の問題につきましては、各分団いろいろ今、苦勞されておりますので、これも承知しております。その辺を十分考慮しながら、今後も私達も一生懸命がんばっていききたいというふうに思っております。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） ありがとうございます。

備品を備えるということについては、これは何ら私も反対するわけではございません。しかしながら、備えるためには、あくまでもこういう団員確保が難しい状況の中で、ある程度組織の見直しという声が出ているということについては、ちゃんとした形の目標をもって、備品を備えていくという体制をとっていかんと、備品は備えたわ、今度は組織は見直しをせなんわということになると、大変な状態が出てくると、そこらあたりを特と、先を見据えて、幹部会あたりにも早く諮っていただいて、再編するべきところは再編する、組織の洗い直しをやっていただくならやっていただくという形で、ちゃんとした目標をもってやっていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 今の三森議員の方から消防についてご質問がありまして、総務課長の方がお答えになりましたけれども、現在、広域消防の方に高森町から1億程度負担金を出しております。広域消防の方も年々年々、一時、南阿蘇の方が入った時点で採用された方達がかかなり年齢的にも高くなっていらっしゃる。随時採用はされておりますけれども、当時、一気に入れた時のようなペースでは入れられませんので、確かに広域消防の方も今から先、苦しくなるんじゃないかなと考えております。

今、三森議員が言われたとおり、自治消防をどうするかというこの課題ですね、高森町が南部6カ町村の中ではやはりダントツで一番大きいお金を広域消防に拠出しておると、そうしたところが、南部分駐は白水村の吉田に置いてある。高森町内には祭場に置いてあるということで、ただ、祭場においても、隊員が非常に少ないために、何らかの研修等に出た場合には、どこからか応援をいただかないとならないような状況でございます。

そうなりますと、今から先、私達がやっぱり三森議員が言うように考えていかなければならないことは、将来において、広域消防として、要するに、白水を基地として高森町がこれだけ広い173平方キロも持っておる高森町がただ広域消防に頼っていていいのかどうか。それか、やはり思い切って広域消防を抜けて、高森町がその1億円を使って、今後、新たな高森町の消防隊というものを組織していくのか、その辺も含めて、総務課長の方には今後、財政面ありますから、どちらが特かということも特に考えていただいて、計画を立てていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 答弁は。

○10番（佐伯金也君） もう考えておってください。

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第63号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第63号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 大変少子化が進んでいる中で、この条例につきましても、全額免除するというごさいますから、3人目以上ですね、3人以上同時に入所している世帯にあつては3人目以降の子供の保育料の全額を免除するというごさいますから、大変、これはいいことで、たくさんお子さんを持っていらっしゃる方達は喜ばしいことであると思つておりますが、これに該当するような方達が現在、高森町にはどの程度いらっしゃいますか。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） お答えをいたします。

高森町に今現在、5つの町立保育園、それから1つの高森保育園ということで、175名の児童がいらっしゃいますけれども、その中で高森保育園に2世帯、それから、高森の草部の方に1世帯、合計の3世帯いらっしゃいます。以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） そうなりますと、3件の方達がこれに該当するというごさいますですね、私は、私も子供4人いますけども、これ、同時に4人も保育園に入るようなことは滅多にないんですね。それで、3人入るといふのもだいたい滅多にないんですが、僕は本当にこういうふうなことをするんであるならば、もう少しそれに該当する方が多い、たくさん出るようなことをしていただきたいな。例えば、3人以上と書いてありますけれども、やっぱり2人以上、1対1は2で、その程度ぐらい考えるというぐらいまででも僕はいいんじゃないかな。ただそうなつた時に、3人、もう3人目からはもう確実に無料にするとかして、もしかして、年長さん、要するに、小学校1年生に上がつても、3人目、4人目になれば、そのようにしますよというようなぐらゐの財政補助というものは僕はやっていかなければ、今から先、子育てにかかる費用だけは大変これ、これだけ経済が冷え込んでいる中では、今の若い家族からすれば、大変な負担なんですね。老人を持っている分については、老人扶養控除とかいろんなものがあります。話によれば、2004

年からは配偶者特別控除もなくなってくるというような話も聞いてくれば、あとは子供の扶養控除ぐらいのことで、それだけではもう子供の学校の教育もできないし、子育てもできないんですよ。ですから、やはり子供を安心して生ませるために、また、子供を育てさせるためには、やっぱりそこあたりの幅を持った助成というものをやっていくべきじゃないかなと思います。大変、子育ては大変です、これは。お金が今非常にかかっています。ですから、保育園の3年間、3人目以降は保育料全額免除していただける、確かにありがたいんですが、できれば、3世帯ぐらいが該当するんじゃなくて、やはり最低でも20世帯、30世帯の方が該当するような制度というものを僕は、高森町は考えていただきたいと思っておりますが、これは、財政問題も絡むんですが、これはどなたに聞いたがよろしいでしょうか。これは、町長に聞くべきか、ただ、町長に聞こうと思っても、来年度いらっしゃらないなら問題だろうし、でも、町長は子供好きでしょうから、町長の希望を聞きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 3名ということでございますけれども、今、3世帯があると、私はこの条例を通していただき、そして、これを基本に、高森町はこのような方向で町が2名するんだなというような示唆、何も知らずに最初から2名にしろということじゃなくて、3名をこのたびはお願いを申し上げて、そして、随時、高森町に本当に居住を持ってよかった、あるいは、こういう促進ができて本当によかった、そのような安心して生める地域をつくらなくちゃならないと、まず、お願いはここに提案しおるとおりでございます。その後から、皆さんの英知を持って、私は言われたように、もう4月からあなたがどんなに僕に質問をしようと思っても、そのようなことで、私の気持ちがわかるならば、大いに自分の意見をこの議会に反映させてやってください。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 非常にやりにくい質問でございまして、私も苦慮するわけですが、今後、本当にお願ひすることは、この欄にある同時に入所している世帯にあってはというこの文言を同時じゃなくして、3人目がというように、ただ単に児童が3人以上保育園に入所しているところをなるべく削除できるように、もう3人目からは保育料は2分の1なり、全額免除ですよといえるように、考えていただきたい、そのように思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（児玉國廣君） 他には。文教厚生委員長さん、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第64号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第65号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第66号 公益法人等への高森町職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第64号から議案第67号までの4件についてを一括議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番でございます。

毎度毎度、質問をいたします。大変、これ、質問する側も神経使って質問しますので、よろしく願いいたしたいと思いますが、これだけ経済が冷え込む中で、もう聖域はございません。公務員とは言え、給与は安心するものではないというふうに今から先は、職員皆様、議員各位も認識をして、一生懸命働いていかなければならないと思っております。

今回の64号からの議案については、これ、すべて人事院の給与勧告によりまして、国の基準に準ずるためということに書いてございます。私どもがこれ、人事院にどんなにこれはこれが間違いですよと言ってもこれは通ることじゃないと思うんですが、もう人事院の勧告による議案の提出であるならば、これ、委員会に付託し

でもらってもこれはいかななものかと思っておりますが、各議員各位がもし、よければ、もうこれは本日可決をしていただきたいということで、私は議長にお願いをいたします。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番議員さんから本日決定していただきたいということでございますが、これにご異議ございませぬ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

それでは、議案第64号から議案第67号までの4件につきましては、本日、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。議案第64号から67号までの4件については、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

議案第68号 平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第68号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第69号 平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第69号、平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 介護保険について、担当の方にご質問をいたしますが、今、介護保険会計がかなりな自治体で赤字運営かというふうにもマスコミ等で書かれておりました。それぞれの自治体が介護保険の保険料を上げてくるわけですが、今回の補正、それぞれこういうふうにも補正額がアップしてきております。当然、介護保険の利用者の方達が増えておる、または介護保険の等級等が上がってきておる結果ではなかろうかなと、また、福祉施設等がどんどん普及されてきますと、そちらの方に入られる方達もいらっしゃいますから、今から先、介護保険については、支出が、歳出がどんどんいみってくると思っております。

そうなります、健康保険方からも入ってきますが、介護保険料も徴収いたしております。大変、これ、厳しいわけですが、もう来年度に向かって高森町の介護保険会計は明るいのだろうか、暗いのだろうか、そのあたり、金額的にどの程度になるのだろうかということをお伺いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） お答えをいたします。

介護保険に関しましては、大変皆様方にお世話になりまして、先日の説明会、各高森町で19会場行っております。11月25日から1週間、それから、高齢者学級の中でも7回以上行っておりまして、計の300人程度の町民の方が来られております。その中でも、同じく議員さんのような質問がございまして、説明をしておいたわけでございますけれども、正直に言いまして、なかなか今のところ申しまして、施設の充実とか、それから、逆に、利用者への周知度のアップということで、利用者の方もこちらのいろいろPRに対しましてわかってきていただいております。その反面、そういう施設に対しまして、入所とか、そういう通所のサービスを受けられる方が多くなったということで、提案にいたしましたように、白水の方でケアセンターのひばりということもオープンいたしました経緯もありまして、少し上がっております。

来年度からの計画といたしますか、予想を立ててみますと、一応、白水とそれから来年の15年度にはバイパス沿いに通所のサービスの拠点ができる予定になっております。グループホームの方が新しくオープンするという情報を得ておりますので、来年になってみますと、だいたい金額的にも今年より若干上がって落ち着くんじゃ

ないかと考えておるところでございます。

総合的に、一応説明会でも申し上げておりますけれども、来年までの予想を見ますと、だいたい追いついて金額等とか、いろんなサービス等とか、そういう方面ではっきりした数字が出てくるんじゃないかということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） いろいろと施設が今から先、もう少し出てくるというふうに話を聞いております。ですから、介護を受けられる方達がどの選択をされるかというところで、ある程度、来年度には落ち着いてくるんじゃないかなと思ひます。ただ、だからといって、私が発言したのは、施設に入ったからといって、介護保険料が上がるんだというふうに誤解してもらっちゃ困るわけですが、私は、やっぱり介護を受ける側がどういふ介護が一番心が落ち着くのか、やはりそれを優先すべきであり、確かにお金が伴うことではございますけれども、施設に入ろうと、やはり自宅で介護を受けようと、やはりその介護を受けられる方がそれが一番自分にとって落ち着くんだと言われるのであれば、私はそれによって、財政が厳しくなったとか、緩やかになったとかということは言わない方がいいんじゃないかなと考えております。

ちょっと話を聞いてみますと、施設が増えたからというような誤解もあるような発言もあったように聞いておりますから、なるべくお年寄りが介護を受ける方達がどれが一番本当にいい、自分としては落ち着く介護支援なのかということを行行政側の方達にも知っていただきたいと思ひております。それぞれホームヘルパーの方達が自宅に行って介護されていらっしゃる場所も、在宅介護の方もいらっしゃいますが、それはそれなりに一生懸命されておる、しかし、住民の方達が同じ感覚で同じ心でその介護を受けていらっしゃるとは私は思ひておりませんので、おそらく中には不満がある方もいらっしゃると思ひます。だからといって、それをどうしろとは私達からは言うべきではなくして、やはり介護を受けていらっしゃる方達が自らやっぱり判断をしていただけるようにやっていくべきではないかなと、行政側から頭ごなしにこういう事業があるからと、それが確かに負担的に軽いのであればいいんでしょうが、それを要するに、押しつけるのか、それとも、話してわからせるのか、それとも理解をさせるのか、それは非常に難しいと思ひます。ですから、それぞれの介護支援センター、それぞれの施設等についても、一生懸命お年寄りの方

達と話をされておりますから、その点、行政がもし口を挟むことがあれば、十分注意をしていただきたいと、もし、行政側が軽はずみにこっちの方がよかですばいと言ったら、おそらくそうになってしまう可能性が僕は十分あると思います。お年寄りこそそういうことには純朴でございますから、役場の職員が言ったことは間違いのないと思って、私はそちらの方にすぐ傾けられると思う。そうなった時に、それぞれの施設、支援センターが一生懸命やっぺらっぺらすることが台無しにならんとも限りませんから、私はそのあたり、取り組まれる場合については、あくまでも行政は財政を見て、町民のまた福祉サービスを受ける方達がどれくらいかということが高いところから高所から見るような雰囲気介護保険制度については、私は立ち会っていただきたいというふうに思っております。

話をいろいろと聞いておりますと、行政の職員それぞれ名人もいらっぺらっぺらようでございますが、あまりにも押しつけ的な方もいらっぺらっぺらというふうにも聞いております。それが私の誤解であればうれしいんですが、なるべくそういうことのないように注意はしていただきたいなと思っております。

今まで弁当についてもボランティアの方達がお配りをしていらっぺらっぺらみたいですが、その弁当についても、何かしらんけれども、1カ所で製造していたのが2カ所に割れたとか、それも理由なくしてなったとかという話も聞いております。行政側がただ単に、自分達のため、自分達が思いつきだけでなく、やはりそれに本当に直面して働いている方達とも十分話をさせていただいて、介護を受ける方、それを支援している方、そしてそれをやっぺらっぺら見ている行政側がお互い三者が納得するような形でこの介護保険というものを私は進めていただきたいと、そのように考えておりますが、今までのところ、流れ等について、もし間違った点等があれば、福祉課長の方で訂正をしていただきたいと思ひますし、今までの流れ等でどのように進んでおるのか、簡単でございますので、報告する点があれば、報告をしていただきたいと、そのように思っております。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 今、議員さん、ご指摘のとおり、町も一生懸命やっぺらっぺらるところでございますけれども、再度、今、基幹型を中心に、町、それから、社協の方に設けております基幹型を中心に、毎回、会議を開いているところでございます。こちらの方も慎重に会議の中で決定した事項もありますので、さらに、そちらの方を徹底いたしまして、町民の皆さんが満足していただけるような充実したサービスを心掛けて、今後いきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと

思います。

以上です。

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 休会の件

○議長（児玉國廣君） 日程第2 休会の件についてを議題とします。

18日が休会となっております。なお、18日は各委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これで散会いたします。

それから、私からようございますか。昨日は、河原地区の汚泥の問題で皆さん雨の中大変ご苦勞様でございました。私の生まれた里の近くでございまして、大変残念に思っているわけですが、お聞きしますと、瀬田浦の熊本県一の量の多かった分の2倍とも3倍とも言われておるわけですが、大変残念に思いますが、これは、ほとんど県の側の責任であろうかと思いますが、町におきましても、やっぱり1、2割ぐらいの責任はあるんじゃないかというふうな考えもなきにしもあらずであるわけですから、できますなら、明日にでも意見書でも付けていただきまして、今県議会が20日までが県議会だというふうでございまして、県議会議長宛に町長さん以下議会と一緒にしてから、県議会に陳情でも申し上げたらどうかというふうな考え方もあるわけですが、皆さん方のご意見をお伺いしたい、執行部並びに議会の全員のですね、町長さん。

○町長（今村博信君） 昨日、雨の中に県の特別環境委員の皆さんがお見えになって、そして、県の方からもこれは私達の責任で撤去しますと、責任ですということをはっきり言っていただきました。これは、県の職員の菊池さんという方がはっきりと私に申し上げられました。それで、議員の皆さんと一緒に、この撤去を一日

も早いようにひとつ県の責任によってやっていただきたいと、そのように陳情申し上げたいと私も思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） それでよかですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 執行部の方、案文、いろいろにつきましては、よろしく願いを申し上げておきます。じゃあどうもお疲れでございました。

-----○-----

散会 午前10時45分

1 2 月 1 9 日 (木)

(第 3 日)

平成14年第4回高森町議会定例会（第3号）

平成14年12月19日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 請願第2号 請願書採択の可否について

日程第2 意見案第5号 町村自治の確立に関する意見書について

日程第3 意見案第6号 WTO農業交渉等に関する意見書について

日程第4 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
12番	甲斐 裁	1 学校統合問題について	1 草部南部小中学校統合については、町長自ら柔軟な姿勢で取り組まれたが、今後学校教育の立場はどう考慮されますか。
		2 町の補助金制度の見直し等について	1 草部南部地区においては、すばらしい簡易水道が整備され住民の70%が不自由なく給水を受けているが、それに外れた地区住民の中にはまだ町の補助制度等の適用も受けられない世帯があり、条例の改正は望めないのか。
1番	野中 謙三	1 町長の通知表	1 国民健康保険に関する職員不祥事の今後の展開について 2 一般職員のいましめ料の取り扱いについて
2番	甲斐 廣國	1 山東部における行政の取組について	1 園児の激減により正常な保育に障害を来すのでは 2 駐在区、消防団編成の見直しについて

		2 公共工事の設計額及び見積額の算定について	1 設計単価等の見直しが必要ではないのか
10番	佐伯 金也	1 水道関係特別会計の基金の性質	1 基金の運用益が減少してくる中、今後の経費及び運用はどの様にやって行くのか
		2 高森町観光イベントの画期的な取り組みについて	1 千本桜の桜まつりのあり方について
		1 国民健康保険特別会計の不祥事の件	1 過去4年間の推移及び今後の見通しは

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番 野 中 謙 三 君	2 番 甲 斐 廣 國 君
3 番 後 藤 和 昭 君	4 番 甲 斐 正 一 君
5 番 藤 本 正 一 君	6 番 相 馬 俊 行 君
7 番 三 森 義 高 君	8 番 佐 楢 見 誓 香 君
10 番 佐 伯 金 也 君	11 番 杉 永 竹 範 君
12 番 甲 斐 裁 君	13 番 後 藤 英 範 君
14 番 児 玉 國 廣 君	

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

9 番 古 澤 豊 喜 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 今 村 博 信 君	
教 育 長 佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長 岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 兼 草 部 出 張 所 長 佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長 村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長 後 藤 秀 希 君	保 健 福 祉 課 長 岩 下 昭 久 君
税 務 課 長 岩 下 光 廣 君	農 林 振 興 課 長 廣 木 富 八 君

建設課長	渡辺哲郎君	水資源対策課長	芹口誓彰君
高森中央出張所長	桐原一紀君	野尻出張所長	住吉五夫君
収入役室長	岩下健治君	教委事務局長	山村将護君
監査事務局長	阿南哲也君	農業委員会事務局長	村嶋兵志郎君
行政係長	甲斐敏文君	財政係長	河崎みゆき君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	色見隆夫君	議会事務局係長	佐藤幸一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがいまして、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 請願第2号 請願書採択の可否について

○議長（児玉國廣君） 日程第1 請願第2号、請願書採択の可否についてを議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、4番 甲斐正一君。

○4番（甲斐正一君） おはようございます。4番 甲斐正一です。

提出者を代表いたしまして、趣旨説明をいたします。

本年9月17日の日朝首脳会談で北朝鮮の金正日総書記は、国家犯罪である日本人拉致を認めながら、被害者の一部を帰国されたのみで、残された家族の帰国問題やとりわけ本県出身の松木薫さんのものとされた遺骨が日本側の鑑定で、60代の女性のもつとされるなど、北朝鮮が平壤宣言を誠実に守っているとは言い難いものがあります。また、新たに数名の拉致と思われる失踪者の出現もあり、早急な拉致問題の全容解明と、拉致被害者とその家族の救出が待たれるところであります。

よって、請願の採択をいただき、関係省庁に意見書提出するものであります。

この趣旨を十分ご理解の上、ご決定されますようお願いしまして、趣旨説明といたします。

○議長（児玉國廣君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号についてを採決いたします。
本件について、採択することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 意見案第5号 町村自治の確立に関する意見書について

○議長（児玉國廣君） 日程第2 意見案第5号、町村自治の確立に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、3番 後藤和昭君。

○3番（後藤和昭君） おはようございます。

意見案第5号、町村自治の確立に関する意見書について、右の議案を別紙のとおり提出する。

町村自治の確立に関する意見書

現在、第27次地方制度調査会においては基礎的自治体のあり方等、審議検討されているが、去る11月1日に開催された地方制度調査会小委員会に提出された「西尾私案」は、町村の自己決定権を踏みにじり、住民自治を否定するものであって、我々として到底受け入れることができない。

また、自治の基盤である税財政制度の将来像については、全く言及しておらず、今後、地方として、どのような税財政制度の下で行政を行わせようとするのか、その見通しを示さないまま、やみくもに町村の「解消」を図ろうとするものであり、断じて認めるわけにはいかない。

本来、国は、第2次分権改革として、地方分権推進委員会が「最終報告」で示した地方税財政充実確保方策についての提言を最大限尊重し、まずもって地方に対し、「税財源の地方分権」を行うべきである。地方がいかなる行政体制を選択するかは、この税財政制度の将来像を踏まえて、地方が自主的に判断すべきものであり、この点「西尾私案」は、このあるべき順序を全く踏まえない、地方分権の確立に反する案といわざるを得ない。

よって、このことを十分にご理解いただきますようお願いしまして、趣旨説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案は、原案のとおり採択したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、意見案第5号、町村自治の確立に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 意見案第6号 WTO農業交渉等に関する意見書について

○議長（児玉國廣君） 日程第3 意見案第6号、WTO農業交渉等に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） おはようございます。

提出者を代表いたしまして、趣旨の説明をいたします。

WTO農業交渉は、山場を迎えつつあり、我が国は、多様な農業の構造を基本に、農業の多面的機能を含む貿易以外の関心事項の配慮を強く求めています。

一方、アメリカやオーストラリアを中心とする農産物輸出国グループは、すべての関税を25%以下に削減し、その後廃止することや、輸入数量の大幅な拡大提案を行っております。しかし、こうした提案は、貿易以外の関心事項への配慮を無視するとともに、先のドーハ閣僚宣言の内容から逸脱しており、我々として到底受け入れるものではありません。

仮に、農産物輸出国グループの提案が確立されるような時代になれば、我が国を含む世界の家族農業は崩壊の危機に直面するため、我々はこの提案を断固拒否しなければなりません。

よって、生産者が将来に自信を持って営農ができるよう関係当局に強く要望するものであります。

このことを十分ご理解いただきますようお願いをいたしまして、趣旨の説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案は、原案のとおり採択したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、意見案第6号、WTO農業交渉
等に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 一般質問について

○議長（児玉國廣君） 日程第4 一般質問を行います。

順番に発言を許します。12番 甲斐 裁君。

○12番（甲斐 裁君） おはようございます。

一般質問を行う前に、一言町長にごあいさつを申し上げたいと思えますが、よろ
しゅうございますか。

○議長（児玉國廣君） はい。

○12番（甲斐 裁君） じゃあ、着席のまま、一般質問に入る前にごあいさつ申し上
げます。

町長におかれましては、昨今、来年の選挙出馬は辞退するというような発言がご
ざいまして、私達は、町長とはともに過去16年間、こうして町の活性化のため
お互いに議論をし合い、今日まで来たわけでございますが、町長におかれまして
は、大変なご苦勞もあつたかと思われまします。心からそのご苦勞に対して、慎んで敬
意を表し、お礼を申し上げたいと思えます。

それでは、一般質問にまいりたいと思えます。

まず、ご存じのとおり、私も草部南部地域の代表の一人の議員として、今日まで
温かい声援をいただきまして、こうして4期16年間務めることができました。そ
の間、いろんなことで草部南部小学校の統合問題については、執行部はじめ、議員
各位の方々にはいろんな討論、いろんな議論、重ねられまして、今日に至つたわけ
でございますが、未だにその成果は見ることができず、大変地域の議員としても、

残念な思いでございます。

ご承知のとおり、草部南部小学校は、昭和24年に建設されまして、五十数年の年月を経っておるわけでございます。現在の社会におきまして、あの状態で、子供が犠牲になっているんじゃないかというような思いもしないのではありません。

そこで、この統合問題については、もう過去10年の年月が経っておるわけでございます。さらに、5カ年計画という答申の中に、学校統合すべきであるということで、その案件につきまして、議員全員一致で賛成をしておったわけでございます。

当時、私は総務委員長でございまして、その賛成の中の1人であるし、さらに、佐楯見議員もその案件は了承しておったわけでございます。しかしながら、住民の声が大変反対であるということで、その意見を代表されまして、佐楯見議員が何度か一般質問におきまして、住民の声を述べたわけでございます。

しかしながら、現在、町長、執行部はじめ、住民との対話の中で、柔軟な体制をとらえたと、こう私はお聞きしておるわけでございますが、果たして、統合すべきか、あるいは、住民の声を尊重すべきかという大きな選択の中に入っておるわけでございます。

町長におかれましては、次期町長には出ないということでございますので、このような意見を述べるということも、大変私も心苦しく思っておるわけでございますけれども、執行部をはじめ、前にずらっと並んでおられます議員さんは、さらに、町民の審判を受けられまして、また、町活性化のために努力するという意思で、この席に着かれるものと私は信じまして、この意見を述べておるわけでございます。どうか、そのようなつもりで、議員をはじめ、執行部の方々も慎重に受け止めていただきたいと、このように思うわけでございます。

そういう意味におきまして、町長が現在、この問題について、どのような気持ちで取り組まれ、また、どうすべきであるということにつきまして、次期町長に継承する意味におきましても、町長のご判断と答弁をお願いし、期待するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 12番議員さんから私に対するお言葉をいただきました。ありがたく受けたいと存じます。

また、学校統合問題についてお答えをしたいと思います。

ご案内のとおり、平成13年度の6月15日に、私、意見表明を出させていた

できました。この意見表明については、各家庭に配布したわけでございますけれども、この学校統合問題につきましては、平成11年3月高森町総合計画作成において、策定委員会を組織させていただき、その高森町総合計画案を議会に上程をさせていただきました。そして、皆さん方の慎重審議の上に、総合計画が議決されたわけでございます。平成5年の答申どおり、山東部小中学校が1校と、また、平坦部も同様、小中学校各1校に決定をなしたわけでございます。これまでの答申に沿って、第1次、第2次、第3次における総合問題のまた、統合問題の一般質問に対しまして、今日まで基本計画に基づき、また、答弁を行ってきております。教育委員会の提言をいただき、熟慮の結果、諮問1、2、3においては、平成14年4月1日を目途として、統合することを表明いたしております。

この表明を踏まえて、平坦部におかれましては、平成15年4月1日をもって、高森中央小学校を開校ということに至りました。草部南部小学校につきましても、できるだけ早い時期に、基本線に沿った実現できるように努力をしてまいりたいという所存でございます。これからも町議の皆様のご指導、ご協力をお願いいたします。

最後に、平坦部の統合にご心劳いただきました町議の皆様、PTAの皆様、各校区の皆様にこの場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（児玉國廣君） 12番 甲斐 裁君。

○12番（甲斐 裁君） それでは、教育長に、教育の現場からどうすべきかということに対して、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。自席からお願いします。

○教育長（佐藤昭也君） おはようございます。

ただいま、町長の方からお話がありましたけれども、平坦部の3校統合ということが、平成15年4月1日ということで、現在、教育委員会は努力しておりますし、これに対しまして、議員各位、または、校区民の方、PTAの方に御礼を申し上げたいというふうに思います。

ただいま、ご質問がありました件につきまして、私としましては、前から申し上げておりますとおりに、児童生徒数の減少に伴ういろいろな問題を考えております。

まず、学力向上の問題、いわゆる複式解消でございます。また、児童生徒の減によりまして、子供達の切磋琢磨と競争心というものを考えます時に、また、中学

校、小学校の体育的活動面、または、それに伴いますところの職員数の減少、校舎の老朽化等々を考えますと、児童生徒に与える影響は、非常に大と考えております。

私としましても、教育委員会としましても、議員様のご協力、校区民のご協力がありますならば、早急に統合をしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 12番 甲斐 裁君。

○12番（甲斐 裁君） ただいま、教育長の答弁がございました。しかるべく措置といたしまして、住民感情または教育の立場、現在、五十数年経った老朽した校舎をそのまま放棄し、そして、子供を犠牲にするということは、大変な問題であろうかと、このように考えておるわけでございます。是非とも、地域の住民とこの問題については、早急に解決すべきではなかろうかと、このように思っておるわけでございます。教育長におかれましては、全身全霊をもって真剣に取り組んでいただきたいということを最後をお願いいたしまして、この問題については、質問を終わります。

それでは、町の補助金制度の見直しということで、ここにあげておりますが、これは、執行部の皆さん方も、議員各位の方々も、こういうことが現在生じておるかなということをよくおくみとりいただきたいと、このようなことで、この質問書にあげたわけでございます。

現在、ご存じのとおり、町の補助金制度の中に、水道の補助金制度というのがございまして、2軒以上はよろしいけども1軒はダメだというふうなことでございまして、私、なぜ、2軒がよくて1軒はダメなのかと、町長に申し上げますと、町長の12年前に町長になられた時に、町長のもっとうとするところのやさしいまちづくりという原点に戻りますと、2軒はいいけど1軒はダメだと、1軒屋というのはなぜダメなのかというふうなことで、正直申し上げますと、今年の6月、水道課長の芹口課長に、「1軒屋の補助金はダメなのか」と、「いや、それはダメですばい」ということのでございましたので、あえてこの本議会に小さなことでもございすけども、提出したわけでございます。

というのも、個人的になりますけども、ここに私が述べてありますように、草部の水道事業70%というふうにあげておりますけども、これは、草部の大字草部、大字永野原、大字永野原といいますと、私の地域でございます。大字芹口と申し上げますと、佐楯見議員の地区でございます。この3地区がおかげをもちまして、執

行部をはじめ、議会の皆さん方のご協力によりまして、立派な、今、水を皆さん飲むことができいております。心から感謝を申し上げなければならないと思うわけでございます。

大字菅山、大字下切というのが草部にはございますが、この2つの大字はそれぞれの立場で水道を引っ張っておるわけでございまして、この3地区におきましては100%のすばらしい水を飲むことができてるわけでございます。

その間におきましては、誰知らざることなく、大変現在の町長、前の収入役、岩下収入役でございますが、草部北部にまいりまして、水をいただくために、草部南部地区の皆さん方に全員水を飲ませるために、大変な努力を重ねられましたことにつきましては、私、議員といたしまして、大変敬服する次第でございます。

この中におきまして、個人的で大変失礼でございますけれども、私が大字永野原からちょっと離れておりまして、よだに集落には加入しておりますけれども、やはり、あれだけ離れておりますと、私自らそのくむひとということはや言えない立場であります。現在、私の方が4年間にわたって、飲料水がなくなりまして、宮崎県の方から毎日タンクローリーで飲料水だけ4年間運んでおるわけでございます。当時、町長にお願いしたわけでございますけれども、あの、ご存じのとおり、草部に木郷というのがございます。そして、矢津田・山の口と、この組が水道がなかったわけでございますけれども、現在、あの草部地区の全体の水道として引かれまして、その地区も現在、大変喜ばれているわけでありまして、

これは、例でございますけれども、私がこれをしてくださいというわけではありませぬけれども、皆さんに知っていただくために、あえて申し上げるわけでございますが、ご存じのとおり、私はあの地区におきまして30年になります。何らかのために一生懸命にがんばりまして、おかげをもちまして、今では草部所得の3分の1は甲斐裁で町に貢献ができているということにつきましては、私自ら大変喜んでおるわけでございます。

しかしながら、すべての助成を受けるために、1軒屋ということで、何の制度もないと考えると、いくらがんばって、いくら町にいくら税金を納めても、1軒屋ということで、何の対象にもならないということで、高森町におきましては、私事であろうと思っておりましたら、たまたま議長から「いや、それはうちの地区の大畑というところがある。その大畑という部落も過去300年の歴史をもって、後継者が働き、ちゃんとあとを守っておるわけであるけれども、やはり1軒屋ということで、その助成の対象にならない」というようなことを聞きまして、やはりこの町に

は、そういうところが点々とあるかなど、こう思いまして、本日、こうして町長に対して、これはやはり1軒屋でも、昔伝来、そこで地の祖先を守り、がんばっているところには2軒はよろしいけども、1軒はダメだというのは、何だかおかしいんじゃないかというふうに思いまして、これは、条例改正する必要があるんじゃないかと思いまして、本日、こうして一般質問と、皆さんの前でわかっていただくために、こうして質問させていただくわけでございます。

やさしいまちづくりという一環から考えましても、町長、いかに判断されますか。ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 水は人間生活の根源であり、また、衛生的な水、さらには、完全な水こそ生活安定の基盤であると、私はそのように位置付けております。また、1軒屋において税云々ということでは、これは税は納税の義務ということにおいて、相互扶助の精神というものがあろうかと思うわけでございますけれども、この草部地域におきまして、資料を提出させていただきますと、現在、簡易水道に加入の方々がだいたい238世帯ございます。全体の世帯が298世帯でございますけれども、80%が簡易水道加入ということでございます。ただ、部落水道ということで、簡易水道を進めた経緯もあります。しかしながら、部落水道ということで、ご加入をいただかなかったということが47世帯あるわけでございます。16%ということでございます。個人水道、今おっしゃっておりますとおりに、13世帯の方々4%がおられます。この方々につきましては、やはり、考えなければならないと思っております。

草部南部地区におきましては、町営の簡易水道の加入世帯が238世帯ということにつきましては、本当に、私、80%、あの山あり谷あり、また、集落から集落、隣から隣への距離等々を考えますと、大変財源的にも厳しいものがございまして、80%の普及ということで、多額の簡易水道代というものについてお借りしながら、完全生活のためにやっておるわけでございます。

また、残り13世帯、4%の方々においては、本当に地理的条件等によりまして、簡易水道にも部落水道にも加入されない個人水道ということで、心苦しく思っておるのは事実でございますけれども、この個人水道においては、山河、隣から隣、山、それから、非常に厳しい極度なところにおられます方々、点在する世帯といってもいいんじゃないかと思っておりますけれども、何と申しましょうか、普及が大変困難であるというような状態であるわけでございます。

しかしながら、私は、水道は健康で快適な生活と健全な産業、あるいは、地域活動に必要に不可欠なものであると強く位置付けております。地理的に水道普及が困難な個人水道の世帯におきましても、補助金の交付があると、できるような高森町公共施設補助金交付制度の見直し、これは絶対に必要であるなど考えておるところでございます。

みなしの整備を議員各位の皆さん方をお願いをしなければならないと、このように考えておるわけでございます。

補助金の額等々におきましては、いろいろな補助金がございます。その整合性を考えながら、均衡ある補助金等を確立し、そして、見直しの整備にかかりたいと、このように考えております。

長くなりましたけれども、答弁とさせていただきます。

○議長（児玉國廣君） 12番 甲斐 裁君。

○12番（甲斐 裁君） ありがとうございます。

ただいま、私が申し述べましたように、執行部をはじめ、各議員さん方々も来春に向かって、議員さんは当然、全員この議席に並ばれるものと思いますので、どうか、このような実態が高森町におきましても、是非とも心温まるような思いで、皆さんが町政に取り組んでいただきますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 12番 甲斐 裁君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中でございます。

議会の冒頭、議会の会議中の冒頭と、町長の方から立候補しないという旨の表明がございましたので、私の当初、予定しておりました一般質問が吹っ飛んでしまいました。

急ぎよ考えまして、町長の通知表、誠に失礼ではございますけども、こういう題で質問させていただきます。この通知表と申しまして、私が町長に下す通知表ではございませんし、町長自らが12年間を振り返った中でいろいろな反省点・問題点、そういったのをお聞かせ願えればと思って、一般質問をさせていただきます。

12年間と申しますと、私が子供が小学校1年に入りまして、今、高校3年でございます。字を知らなかった子供が読み書きを覚え、足し算引き算を覚え、いっち

よ前に親に苦言をするようになりました。長いようで短い12年間ではございますけども、この12年間の中に町長もいろんな思いがあったろうと思います。その中であっても、特に、私はこの4年間しかご一緒いたしておりませんが、たくさんの方のことを学ばさせていただきました。この一般質問も当初目的では16回やる予定でしたが、退任ということで15回で終わりになります。これも一つは残念でございます。その中で、町長全体の12年間を振り返った中で、この南阿蘇の高森町、阿蘇郡の高森町、この高森町がたくさんイベント等を行ってまいりました、その中で、国体等もございましたし、いろんなゴルフ大会等もございました。観光客の入込み数、これも南阿蘇、阿蘇郡ではやはり一番ではなかろうかと思えます。その点、踏まえまして、町長がもたらした高森における経済効果と申しますか、そういった点、あるいは、野の花と風薫る郷の文化構想における高森町の文化向上の意識向上に対するお考え、そのあたりをまず、お聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 1番議員さんの質問の中で、この12年間の感慨と申しますか、今までに考えていたことについて、その通知表と申しますか、自分自身の成果というものについて、評価しろということで、野の花と風薫る郷、この標榜をいかに考えるかということであろうかと思えます。私、「野の花」、これは自然ということにとらえております。「風薫る郷」、これを文化の里づくりといたしております。魏志倭人伝の中で、今から卑弥呼の里というような話が出てきます、この中国の書の中に、火を噴く山阿蘇山というようなあの日本の代表する富士山よりも先に出てくるような、そのようなすばらしい、私達はこの阿蘇山という南に位置するところに位置しているわけでございます。そして、大陸とのつながり、その文化のもたらした、今、自然、動植物におきまして、希少植物がいっぱいございます。また、そこに育まれた大自然の中での生活、伝統文化、あるいは、いろいろな面において、高森町は南阿蘇雄都としての価値、位置付け、いわゆる文教におきまして、司法、あるいは刑法、その他においても、また、中心地4,000名というところの町形成、あるいは金融等々においても、私は高森町は南阿蘇の雄都として、これからも生きると、そのようなことにおいて、経済だけで飯が食えるかと、文化をもって初めてすばらしい人間づくりをしなければならぬと、人間づくりこそが経済にもたらす高森町の将来像であると、このように位置付けてまいったわけでございます。

その根本は何かと申しますと、分水嶺界の私達が一番安心安全の水の問題、この

確保であったわけでございます。今からも私達の自然、伝統、文化、これは阿蘇山がもたらしてくれたこの大自然の中での高森町の位置付けであります。眠れる財産の開発、さらには、これからの21世紀を背負う子供達の文化的、教育的、あるいは、総合的に鑑みたその基盤としてのいわゆる幕天席地といえますか、私達のこの高森町は、天に幕を覆い、そしてこの大地に筵を敷いて、皆で力を合わせて、さらには、高齢化社会の中での少子化、少子化の中での高齢化、これをいかに生かしていくか、そのような幕天席地を心をもって開発してきたところでございます。

どうか、皆さん方におかれましても、この言葉だけではなく、大いに夢と希望のある高森町ができると、そのようなことをもって、私はすばらしい12年間を過ごさせていただきましたと、しかしながら、私の補佐役としての職員に恵まれたということも私は大きいものがあつたと、そしてまた、議会におきましても、この12年間の中に、論争を交わしてきました議員の皆様のご支援もあつたと、そのように考えておるわけでございます。

高森町は、長嶋茂雄の言葉ではございませんけれども、私は「永遠である」と、このように考えて、大変うれしく思っております。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） どうもありがとうございました。

今までは、いつも原稿つくって、町長とやり合っておりました。思想的にもどちらかというと博愛主義に近く、牧歌思想といえますか、私と同じような人づくりが一番大事であると、そういった形で申し上げられましたけども、今回、丸腰で町長と最後ぐらいはやってみようかと思ひまして、ゆっくり進めたいと思います。

その人づくり、私もずっと人づくりやっておりましたけども、残念ながら、人づくり、なかなか途中半ばではございますけども、如何せん、町長が今まで12年間の中で一番心残りであろうという今から6年ぐらい前に発生いたしました不祥事、国民健康保険を巡る不祥事に関して、これだけがこの解決策だけが一番の心残りではなかろうかと思っております。確かに人にも恵まれ、職員にも恵まれ、議員さんにも恵まれて、町長はこの12年間過ごされてこられましたけども、さて、そこで、この不祥事に関しては、私も初めて質問させていただくわけでございますけども、まず、振り返って金銭面ではなく、私は行政面での質問をしたいと思ひます。

まず、この不祥事が起きた原因を、今現在、どういうふうにご考えておられるのか、さらには、その不祥事に対して、どういう対策を講じ、いかなる効果が生まれたのか、さらには、そのチェック機能である部分に関して、今現在、この行政、

庁舎内でどのように生かされているのか、その3点をお聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 自席から失礼させていただきます。

まず、1点につきましては、百条委員会の皆様からのご指摘があったと、そして、あの偉大なる大先輩であります監査委員におきましても、一任勘定はいけなかったと、そのように指摘もいただいたわけでございます。それに4年間という長い一任勘定はどうであったかと、その点につきましても、私といたしましては、その一任勘定において、上司、あるいは収入役、ここには特別なる地域で、また、役場でいうならば、金銭を扱うと、住民の公税の心を扱うというような点において、あの神に仕えるあの人間が、また、神に捧げる自分の精神を持っている職員、公僕としての職員、ここにあのような大それた事件が起きたということにおいて、その根源はやはり何と申しましても、個人意識の目的意識が私はなかったと、その教育をいかにしなければならぬか、そこに私は一つの疑問点を感じておるわけでございます。

この職員の皆さん方に私は罪人扱いの身を持ってやることだけは絶対にあってはならないと、そのような見方は私といたしましては、絶対に許すべき私の心ではないと考えております。また、その不祥事に対しましては、絶対に許すことのできないものであるということをするならば、お互いの連携連帯をしっかりとやり、職員におかれましても、やはり毎日の勉強が、また公僕に対する精神が必要であると、そのように考えております。

また、これからそれを防止するためには、やはり教育が必要であるということで、教育につきましては、県の方に出し、また、アカデミーという勉強を専門的にさせ、そして、公僕としての自治大学校への入学と、あるいは世界的に視野を持つということで、アメリカへの留学等々やって、住民の付託に応えるというようなこともしてきたわけでございます。

また、現在におきましては、それを踏まえて、監査委員室というものと、それをもって、徹底的に監査をしながら、そして、今、IT関係の問題、その技術も私はやっていかなければならぬと、IT技術がなかったばかりに、このようなことも起きたなというものを痛感しておるわけでございます。

各々一生懸命されておりますけれども、やはりまだまだ勉強の足りない方々もおられるようでございますので、その影響について、これからは監査室、私はこういうことはわかりません、こういうことはどうしても解けませんというような時に

は、監査室を駆け込み寺として、一生懸命仕事勉強してくれというようなことで、開放しているところでございます。

一人ひとりの力を十二分にごさいますけれども、やはり、今日の流れの速さ、これについて、十二分に勉強していただきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ありがとうございます。

目的意識がなかった、確かにこれはそうだと思いますし、今後の課題としても、町長がおっしゃったように、それが本筋だろうと思っております。

そこで、今回、今3期目でやがて終わりますけども、町長が3期目になられる時に公約されておりました、例えば、3期目において安藤巖夫、この国民健康保険の不祥事に関しては解決をする、この問題の解決を図ると、そういう公約の下に立候補され、当選されて、今日まで至っておるわけでございますけども、現実問題として、この解決策は何かと聞かれれば、なかなかこうだという答えはなかなか難しい部分もあるかと思っておりますけども、いつまで経っても、この解決策、答えが出ないというのもまた、これまたおかしいし、やはりどこかでけじめの部分、あるいはできる部分はできる、できない部分はできないという一つの節目を入れる必要もあるかと思っております。

したがいまして、3期目の公約でございましたこの問題解決を図るということに関して、率直な今の町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 今までには、本人が拘留をされておりました、非常に面接が難しい、また話し合いができなかったということでございますけれども、今日におきましては、出所してまいっております。そこで、本人とお会いをいたしまして、今後の問題点について、どう対応していくかということで審議員もここに問題点解決のためにつくっておるわけでございます。

ここに確約書ということで提出をいただいておりますけれども、この確約書の中に、兄貴さんがおられるわけでございます。その兄貴さんと申しますと、非常に素晴らしい人格識見の持ち主でございます。その方との確約についてもできておるわけでございます。私といたしましては、抵当物件につきましても、田畑、あるいは屋敷等々もいただいております。あとはここに今、出所したばかりで就職が非常に難しいと、しかしながら、私はがんばって、誠心誠意努力することを

もって、賠償支払命令に対して、確約をすると、また、兄上におかれましては、この件については、誠意を持って対処させるということをお願いしております。では、私といたしましては、私においても、できる限りの対処しなければならない、このように考えておるわけでございます。

法によって、再度、何度でも申しておりますけれども、法によって、自治法に則ってやっていかなければならないと、そのように考えておるわけでございます。これから、本人が健康で、そして誠意を持って一日も早い解決に向かってやっていこうと、その誠意を尊重し、また、処分について、財産処分について、議員の皆様のお力添えをいただき、そして、その解決に向かってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） このことに関しまして、私の方に関連質問の要望がなされておりましたので、私はそれを許したいと思っておりますので、議長の許可をとりたいと思っております。よろしいでしょうか。12番議員の甲斐 裁議員さんの方から申し出ておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三議員さんから12番 甲斐 裁さんへの関連質問を許すということでございますが、いかが取り計らいますか。そのようにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） それでは、12番 甲斐 裁君。

○12番（甲斐 裁君） 12番 甲斐 裁でございますが、野中謙三君の一般質問の中に、国民健康保険の不祥事ということにつきまして、町長をお願いをしたいということでございます。

先ほどから申し上げましたように、町長とは16年間共に議論をし合い、そして、町政のために町長もがんばってこられたわけでございますけれども、発つ鳥跡を濁さずという言葉がございます。ご存じのとおり、町長の不信任案を提出されました。しかしながら、不信任案は採決できなかったわけでございますけれども、その中の町長に対する私個人としての誠意、または町長ががんばっているという姿に対して、町長に対する賛成をしたわけでございます。

しかしながら、私達、町長に賛成した立場といたしまして、今回、町長が議会に対して、そして町民に対して、恥ずかしくないような立場で退任していただきたいと、このように思う次第でございます。

是非とも、この不祥事の問題については、次期町長に傷みを与えないような継承の仕方をして退任していただきたいと、これが私達、町長に対して賛成した議員一同の願いではなかろうかと思えます。

町長はやめるべきだという議員さんに対して、大変申し訳ないと、私達は思っているわけですので、どうか、この不祥事について、はっきりした道筋を開けられまして、退任されますことを切に希望する次第であります。

終わります。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 私といたしましても、今までに論戦に論戦、また、自治法上の問題点等々において論議してまいってきたところでございます。先ほども申しましたように、でき得る限りの対処をもってしなければならないと、このように考えておるわけでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 12番 甲斐 裁君。

○12番（甲斐 裁君） 町長のすばらしき姿勢を願うものであります。ありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） どうも議長、ありがとうございました。

それでは、最後の質問でございますけれども、一般職員のいわゆる戒め料という言い方を本会議中にされておりましたので、あえて戒め料というふうに言わせていただきますけれども、この戒め料の取り扱い方について、総務課あるいは審議員の方にお聞きしたいと思います。

まず、その戒め料の改めてお聞きしたいと思いますけれども、その職員の方から心温まる応援といいますか、そういうお金、総金額、さらには、その用途、それについてまず、お伺いしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） まずもって、私達同僚職員がこういうことをやっているということで、当時のまた一緒に仕事をした一人として、皆さん方にお詫びを申し上げたいと思います。

今、お話がありましたように、戒め的にお金を出したということでございますが、私もそういう発言をいたしておりますけれども、平成12年の4月1日に、一応総務課長ということで要職を与えられていただきまして、この問題を私職員とし

てどう対応できるのかということもいろいろ検討されていただきました。

また、その中にありまして、百条委員会の中にもお言葉がありますように、職員同士でのチェックの甘さということもありまして、果たして、私達職員一人ひとりが本人の生活の派手さ、あるいは、いろんな問題というのを早くキャッチしていなかったのかと、いろんな疑問もあったわけでございます。

その中にありまして、私達職員といろいろ協議を重ねました結果、何らかの形で私達も少しでもこの解決に何らかのことをやりたいということからやったわけでございます。

内容といたしまして、詳細についてご説明を申し上げます。預かり金といたしましては、お一人の職員につきましては、一応30万円、これにつきましては、水道の方に補填をしていただきたいというような申し出でございます。それから、3万円を拠出した職員17名、これが51万円、それから、2万4,000円を拠出した職員2名、4万8,000円、2万円拠出した職員18名の36万円、それから、1万8,000円拠出した職員8名の14万4,000円、それから1万5,000円拠出した職員9名の13万5,000円、1万2,000円拠出した職員6名の7万2,000円、1万円拠出した職員32名の32万円、それから、6,000円拠出した職員16名の9万6,000円、5,000円拠出した職員6人、3万円、合計の当時の職員が、私以下115名おりまして、全職員115名、合計の201万5,000円を拠出しております。

その時に、この拠出金の扱いにつきましては、一応本人の方にまだいろいろ相談したわけでございますけれども、一応当初、非常に職員の方々に迷惑をかけるのは心苦しいということでご辞退もありましたけれども、私達の方でいろいろご説明を申し上げて、本人の理解、あるいは、先ほどからお話がありましたように、兄弟の方の了解も得まして、一応一押しあったわけでございます。

内容としましては、先ほどちょっと申し上げましたように、簡易水道の方に一応30万円、これは、職員がその希望でございましたので、職員の希望に沿うたやり方、その残りにつきましては、一応職員の方ではその用途については、私達の方に一任するというものでありましたので、それをどうするかということで、いろいろ私達模索をやったわけでございますが、当時、ご承知と申しますけれども、本人がいろいろ債務関係もありました関係上、抵当権設定というのが町の方ではなかなか厳しいものがございました。そういうことで、いろいろ他の金融機関との話し合い、それ等の抵当権の抹消、そういう問題も出ておりましたので、そういう諸々の費用

に使っております。そういうところで、最終的には、簡易水道201万5,000円の内訳を見ますと、簡易水道の方に30万円、それから、受け取りに対する税金が24円かかっております。それから、抵当権設定のための定期手数料、これは4万452円、それから、金融機関との償還の建替えあるいは抵当権抹消、これが約167万5,000円ほどかかっております。総額の当時201万5,476円というような支出をやっております。その中で、特に、以前も申しあげましたように、この抵当権の中ではほとんどの抵当権をこの時にやっております。本人の持ち分ではございませんでしたので、親御さんの承諾を得るということでやりまして、一応国保、簡水両方の分ということで、田につきましては11筆、面積にいたしまして9,238平米、山林は5筆1,507平米、原野2筆346平米、畑6筆2,327平米、宅地が2筆1,173平米、それにつきましてはの道路、これが2筆507平米、以上、高森町ということで、抵当権設定をさせていただいております。これは、その当時、職員がいろいろ拠出になった中身のお金の使途の中身でございます。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 総務審議員 佐伯秀和君。

○総務審議員（佐伯秀和君） 私どもの方から特段、今、総務課長が申しあげたとおりで、私の方からお答えすることはないと思います。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 詳細にわたる説明、本当にありがとうございました。

ただ、ちょっと疑問が生じて質問させてもらっているわけですが、抹消するのに167万5,000円ぐらいですかね、抹消するとなると、やはり元本、そこの中に債権が付いておりました関係上、これだけの額ではなかったらどうかと思いますので、その抹消する際に当たる債権ですね、そのあたりをもう少し詳細説明していただきたい部分と、あと、抵当権を設定する際に、そのよかれと思って職員の方からいただいたお金で設定を高森町にするというのはいかがなものかと、やはりそれは町の方の公金の方から設定すべきではなかろうかというふうに考えますけども、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 総務審議員 佐伯秀和君。

○総務審議員（佐伯秀和君） 当初、総務課長がお話を申しあげましたように、抹消するために、従前、この先ほどご報告申しあげました不動産に対して抵当権が設定してございましたので、これを安藤巖夫に貸し付けまして、それで、抵当権を抹消す

るといふことにしたわけでございます。

それと、先ほど、事前に返って申し訳ないんですが、戒め料というのは、当時、総務課長が1回お尋ねがあった時に、戒め意味を込めてといふことでご答弁を申し上げていると思いますが、職員に対しては、そういうご説明をして、ご協力を仰いだ経緯がございますので、私どもとしては、そういうふうにご理解をいたしております。

それと、抵当権設定の支出は公費ですべきではなかったかというお尋ねでございますが、本来ですと、抵当権、これは弁済を本人が現金でしておれば、抵当権設定する必要はないわけですから、私どもとしては、それを前提にすれば、本人が弁済しておればする必要のない金を公費から支出するのはいかなものかといふことで、せつかくですと、町の方にするためには、町の方からできるだけ余分な金を出さないうで、私どもの方のそういう集めた金の中でしたらどうかといふことで、意見が一致しました結果、そういう行為をとらせていただいたといふことでございますので、そういうふうにご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） やっぱり聞いてみるもんですね。謎が少しずつ解けてきて、そのあたりの経緯がまったく実際わからなかったわけですね。安藤家の方からやはりその抵当として提供する際に、まったく抵当するあれがないから、その善意でいただいたお金を使わせていただいて、抵当権を設定した、そういうふうにも最初から説明してあれば、ああなるほどと、そういうふうにもわかるわけでございますけれども、抵当権自体を町が持っているのに、何で職員の皆様からいただいたお金でせなうか、やはり町がする以上、抵当権設定者がすべきではないかと、そういうふうにも解釈して、私はおりました。そのズレでこういうふうな質問になっているわけでございますけれども、ただ、言えるのは、本人が弁済能力がなくても、本来はやはり抵当権を設定する際には、僕は町がすべきだと思ひます。改めて、そのあたりをお聞きしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 総務審議員 佐伯秀和君。

○総務審議員（佐伯秀和君） これは、確かにお尋ねの件、私どもの方もそれは十分議論をしたわけですが、今申し上げたように、当然、本人が弁済が済んでおれば、それは支出の必要のない金でございましたので、弁済が済んでいないといふことで、本人に貸し付けた形で当期まで、この金の中でさせていただいたといふことで、ご

理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） もう一度、私の勉強不足もございますけども、普通、設定する場合には、その設定費用まで債権者の方が持っていつているのが通常ではなかろうかと思っておりましたので、再度、私の方も確認して、また、後日、お尋ねをしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりますけども、町長の方にもう一度お聞きしたいんですけども、やはり、全体を振り返った中で、今後の高森町の町長が思う課題、やはり宿題を一つぐらい残していただきたいと思いますので、課題を、あるいは宿題を是非ともお願いしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 私といたしましては、思う存分いい議員さん、あるいは、いい町民、さらには、職員の皆さんとともに、仕事ができたとということで、本当にうれしく思っております。心おきなく、私は去ることができました。ありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） どうもありがとうございました。やはり3回以上、ちょっとなりましたけども、難しゅうございましたけども、実は、こういうことを言うのも何ですけども、町長が月曜日に退任されるという話を聞きまして、その時の町長の表情は非常に穏やかで、笑顔がこぼれておりました。それを見た職員の方々、議会もそうですけども、非常に何か和んだ雰囲気になっておりました。職員の方にもお尋ねしました。「何か笑顔が出とらんですか」と、皮肉でも何でもありません。それは、やはりリーダーとしておられた町長の笑顔がそういうふうに職員の心を和らげたのだと思っております。これからも町の福祉、あるいは、いろんな教育行政においてもそうですけども、その大事な笑顔、この町長が残してくれた笑顔を私の最後の印象とさせていただきます。高森町今村博信町長への最後の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） これで、野中謙三君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） いろいろ私が議長になりましてから、関連質問のあったのは今日初めてでございます。4年の最後でございますが、そういうふうな状態ござい

ますが、いかに国民健康保険の不祥事について、議員さん達が真剣に考えておるかということが、町長自ら肝に銘じておられることじゃなかろうかというふうに思いますが、私はここに座って何も言われませんかから、申し上げてみますと、前の収入役さん、この人が辞めていく時に、退職金の全額でも納入して出ていっておれば、いや、これ、町長、この問題については解決は終わったんじゃないかというふうに思うわけでございますし、町長も今限りでありますと、寄附行為に当たらないので、その退職金分も町に納めていっていかれるなら、これ十分、町民の方、議員の方も納得するんじゃないかろうか、私は、町長いの一に応援した議員でございます、そのように考えておるところでございます。これは、個々の意見でございますから、その人その人の考えでございますけれども、前収入役の辞める時の問題がこのようにいつまでも尾を引いているんじゃないかというふうに思うわけでございます。いらないことを申し上げましたが、この辺で暫時休憩をさせていただきたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、今、11時20分でございます。11時35分に再開をしたいと思っております。

-----○-----

休憩 午前11時20分

再開 午前11時35分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） 2番 甲斐でございます。

私は、大きく2つに分けて質問をしたしたいと思っております。

先にお二人が質問されましたけれども、私も当初、町長さん、まだ表明がないと思っておりましたので、そういうつもりで質問をいたすつもりでございましたけれども、多少、標的を見失ったかなという感じもせんでもないわけでございますけれども、課長さん方おられますので、お聞きをしたいと思っております。

まず、第1点、この山東部におきまして、大変保育園の園児数が激減をいたしております。今後、先生1人に園児1人というような形も現れはしないかというふうに思っております。こういう形の中で、正常な保育ができるのか、大変危惧をしているところでございます。

そういうところでございますので、まず、福祉課長にお尋ねをいたしますが、今後、5カ年先の園児数の見通しをひとつ、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） お答えをいたします。

ご質問の園児数でございますけれども、町立の5つの保育園の現在の保育園の14年度が61名、現在児童数がございます。各年ごとに推計を出してみましたところ、ご指摘のように、年々出生率の都合もありまして、減少いたしている見込みがなされています。61名から5年間の19年度ないし20年度を予測いたしますと、47名程度に落ち込むのではないかとこの見込みをいたしております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） ちょっといっしょに言われましたので、わかりにくいわけでございますけれども、できれば、各保育所ごとにひとつお願いします。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） それでは、各園ごとに申し上げます。色見保育園、平成14年度が23名です。それから、草部保育園が15名、草部北部保育園が4名、それから、野尻保育園が11名、河原僻地が8名ということで、61名、14年度があります。19年度になりますと、色見保育園が15名、草部が15名、草部北部が3名、野尻保育園が10名、河原保育園が4名ということで、47名の予測をいたしております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） 私は、常日頃、幼児教育は大変将来の国、町もまったく同じでございますけれども、大人を育てるための大変基礎的な教育の場であろうというふうに思っておりますし、経費等を云々というわけではございませんけれども、12月に入りまして、草部北部保育園の交流会にまいりました。園児が4名、先生が3名、お遊戯会、20のプログラムにそのほとんど3名の園児が、1人の園児はもう15回ぐらい出ております。これは教えるのも習うのも大変なことじゃなかったかというふうに心配をいたしております。

また、正常な保育を考えますと、親が保育園に預けて、もうほかに子供があんまりおりませんので、生みの親から育ての親に預けたような感じですね。本当に保育

の目的が達せられるのか、非常に現場の先生も心配をなさっているところでございます。

やっぱり草部北部をあげて言うわけではありませんけれども、山東部、非常に減っておりますし、将来的には、これ、何とか、将来じゃなくして、もうすぐそこに来ておるような感じがいたすわけでございます。町長さんに私は、今年の入園の時に話をいたしましたけれども、絶対になくしないというような話を聞いておりました。しかしながら、現実には、そういうものじゃないんじゃないかというふうに私も思っております。なくすことがいいというわけではありませんし、何とか、山東部、私は下の保育園の入園とか、卒園、お遊戯会あたりを聞いてみますと、だいたい保護者もそれから来賓も終わったらそれでおしまいという話ですね。ところが、やっぱり山東部は伝統があります。入園式、お遊戯会、その後も集まった時には必ず、あとは懇親会を設けるわけです。親御さんの負担も多くなるし、まともな保育も非常に心配されるというような状況でありますので、今後、何か対応策というのが考えておられるのか、総務課長か福祉課長か、お尋ねをしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） お答えをいたします。

現在、庁内の部局の方で町立保育園の運営の検討部会という部会を立ち上げておりました、その中で今議員さん、お尋ねの件も含めまして、検討いたしております。いろいろその中で、話題が、議論がしておりますところでございますけれども、もちろん、園児数の問題、それから、園児の送迎の問題、それから、園児の各園の園舎の問題、それから、場所的な問題、いろいろ考慮しておるところでございます。

ともかく、町長も従前から申しておりますように、一番目的は、議員さんご指摘のように、保育にかける児童ということで、保育園は運営いたしております。今、ご心配のように、北部の方では今年が4名、来年以降が3名という予測でございます。私どもの方におきまして、町立の保育園の合同の運動会、並びに交流会みたいなものを昨年度からやっております。これからこういうことも踏まえまして、庁内の検討部会方でも委員さんの意見を尊重しながら、総合的に今後、どうするかということで、改めてその中身を点検といいますか、もう一度、検討いたして先に進みたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） わかりました。私もさっき申し上げましたように、廃止するということには非常に抵抗がございますので、いい方法はないかというふうなことでございますが、やっぱりこれだけ減ってくると、入園式、卒園式、あるいはお遊戯会、そういったものも山東部合同でやったらどうかというふうに思っているんです。そういうことによって、また、お遊戯会あたりはその3名の子供のお遊戯会を何回も何回も見るとはならず、やっぱり山東部3保育園を一緒にするとかすれば、子供の負担も少なくなるし、親御さん達も一緒に懇親会もできるし、先生達もやりすぎじゃないかと思っておりますし、できれば、やっぱりそういうふうな入園式、卒園式、あるいはお遊戯会、運動会は地区と一緒にやっておりますので別でございますが、そういうふうな形を早急にできれば、対策を考えてほしいとお願いをいたします。もう一度、福祉課長。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 議員さんのご指摘のように、確かに各園が少なくなってきたので、十分意見の尊重をいたしまして、できる限りの各園合同といえますか、入園式、卒園式、可能な限り検討いたしまして、子供達が地位の中で健やかに育つようにどうすればいいかということをもう一度検討をいたしたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） よろしくお願いをいたします。

2番目に、同じようなことになるわけでございますけれども、町村合併、高森町はまだはっきりしないわけでございますが、非常に少子化、高齢化が進み、2日目の日に三森議員も消防団のことにつきまして質問がございました。非常に消防団員も激減をいたしておりますし、団編成にも山東部では非常に厳しい状況に至っておるのが現状じゃないかというふうに思っております。全部が全部はございませんけれども、今後、総務課長がお答えになりましたが、このことについては、簡単にご質問申し上げますが、OBあたりの応援を受けるとか、さもなくば2部制を1部にするとか、いろいろこれは考えなければならない時期がきておるように私は思うわけでございます。有事の際に、本当にすばらしい機械設備があるのに、それが稼働するのか、大変心配もいたしております。ほとんどの農家の跡取りも冬場になりますと、遠いところに仕事に行ったりいない分団が多くなっておるように思います。

このことについては、お答えがこの前ございましたので、簡単にお願いをいたし

ますが、もう再編の時期がきておるように思うわけでございますので、お考え、もう一度まとめて総務課長、お聞きをしたいと思えます。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 消防団の編成の見直しというのがもう時期にきておるんじゃないかということで、数字的に言いますと、消防団員数で言いますと、約10年前に遡りますと、約、条例では400人ということで、当時378名の団員の方がおられましたけれども、平成14年度になりますと、現在では条例では330人、そして、現在の団員数というのは306人ということで、もうすでに70何名の方が減少ということで、今、ご指摘のとおり、消防団につきましては、現在、14分団の21部ということで、現在組織されておりますが、毎回、消防団の幹部会では出ていますのは、いつもこのことでございます。

現在、消防団の新しい団長に荒牧団長の統率のもとでいろいろ検討がなされておりますが、このことにつきましては、すでに14分団21部につきましては、もう検討するべきであるということで、消防団の方では認識をされております。

これをどういう形でやるのかにつきましては、いろいろ地域性もありますので、まだ現在、議論の途中でございます。また、私達もまた今回、議会でも正式に出してきましたので、その辺を早い時期に出せるように、私達の方も団長さんをお願いをいたしまして、早い時期に見直しができるようにやっていきたいというふうに思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） できるだけ早い時期にそういうのをやっていただきたいと思っております。

あわせまして、駐在区につきましても、非常に私の駐在区を言うわけじゃありませんけれども、聞くところによりますと、若い人達が1回したけれども、またどうもせにやするもんがおらんごつあるとかという話まで入ってくる駐在区もあるようでございます。今後、合併するにしましなないにしまし、財政状況非常厳しくなるというふうに思っておりますし、ここの部分につきましても、もし見直すべきところがあれば、見直してほしいというふうに思っております。

それは答えはいりませんが、次に、私は、公共工事の設計額及び見積額の算定についてご質問を申し上げたいというふうに思っております。

今、私も4年になりましたが、未だまだはっきりしない部分たくさんあるわけで

すが、今、現在、町が発注する公共工事の設計、見積額、そういうものの算定方法ですね、どうなっておるのか、お聞きをしたいと思います。総務課長、建設課長。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 公共事業ということで、私達は住民の皆様の税金、公税を汗と血を流しながら、一生懸命税金を払っていただいて、そしてそのお金を公共的に消費する、その公共事業の算定については、県の方の見積書があるわけでございます。その見積書を基本として、そしてやっておるところでございます。詳細につきましては、建設課長の方で答弁させていただきます。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） お答えさせていただきます。

今、お話がありましたように、公共工事積算設計単価につきましては、熊本県が出しております土木工事標準積算基準書及び実施設計単価表を使用しております。この設計単価につきましては毎年4月に、積算基準につきましては10月に見直しが行なわれております。

この基準と単価を使用していきませんと、補助事業の設計審査、会計検査等におきまして、対応が非常に難しくなっておりますし、仮に県の資料を使用せず、単独で基準、または単価を作成するということとなりますと、膨大な事務、また時間も費やすこととなりますし、根拠と裏付けの使用趣旨など難しい面がございます。不可能だと思います。

県下ほとんどの市町村がこの基準書及び単価表を使用しておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） 私もそのように伺ったことがございますけれども、今、合併問題がどこの町村も取り上げておりますし、一番問題なのは、この公共事業、これをいかに安く発注するか、こういうことによって、やっぱり町の活性化が大きく進むんじゃないかというふうな見方もあるわけでございます。

総務省は、来年の地方交付税を5%削減するとはっきり言っております。合併するにしましなくても、今、新聞紙上で小出しに締め付け案を出してきております。やっぱり内外の情勢から見ても、財政運営というのは私は、大変厳しくなるばかりだというふうに思っております。

今後、単独にいくには、また特にでございますけれども、自主財源の確保、

あるいは、徹底した経費の節減、補助事業の見直し、そういうものが非常に大事になってくると私は思っております。

特に、公共事業については、いろいろ国でも取り沙汰されておりますし、この国の最近の大きな流れの中に、道路公団の民営化というようなことが非常に論議されて、とうとうごり押しされた形になりつつあるようでございます。

ある専門家の話を聞きますと、そのもう今、頭の自民党さんあたりのお大半が田舎の道路はいらんとかという話をされておりますし、高速道路公団を民営化するのはとんでもない、それは、政治家に流れる金がなくなるんじゃないかというふうに私自身思っておる、勝手に想像するわけじゃありませんけれども、そうじゃないかというふうに思っております。

公共事業に非常に業者が群がってくるのは、私、ただ落札しただけで20%、30%は儲けがあるという、丸投げして、またその上に孫ひ孫に出ても何とか儲かると、これが公共事業の私は実態だろうというふうに思っております。

こういうことをして、国がやってきたからこそ、高速道路あたりにしても、それをしておらなかったならば、ある専門家の話を私は聞いたわけですがけれども、もう日本全体の道路網は完成していますよと、こういう話ですね。

だから、私がいいたいのは、やっぱり総務庁もムチをどんどん投げてきますけれども、本当に地方に地方分権時代に入って、地方に任せるのであるならば、そこ辺を見直してくる必要、あるいは、見直す努力をする町にならなければならないのではないかというふうに思うわけでございます。

町長さん、もう辞められるということでございますので、この12年間やってきた中で、公共事業についてのご感想をお伺いをいたしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 公共事業ということになりますと、基本計画、あるいは過疎計画、振興計画という名をもって、本当にこの事業が高森町に必要であるかないか、これをもって議会の方にお願いをし、そして、県・国、ここに補助事業という対象が出てくるわけです。そこには過疎債という事業が出てまいります。この過疎債、あるいは、55%の公共事業をする時の公金事業ということでやってきております。それをクリアしなければ事業はできません。私といたしましては、今まで出したことについての事業については、何ら高森町に限るといような事業を展開したことではなく、本当に高森町に必要な道路であり、また、今後、将来において、子

供達に安心して、この道路を使わせることができると、また、その起債においても安心していいぞというようなことをもって、皆さんとともに基本計画、また事業計画ということで、伸ばすべきものは伸ばす、また、縮めるものは縮めるというようなことでやってきておりましたので、私といたしましては、今の高森町に対する公共事業、それはいろいろ批判はありますけれども、これにつきましては、私は何らこの公共事業については、皆さんのそして次の世代への起債というようなことじゃなくて、将来像において高森町の大発展というような将来像をもった公共事業であったと、私はそのように感じておるところでございます。

公共事業のデフレでございますので、この品物は安くしろというようなことであろうかと思えますけれども、それにはそれなりの今日は0円というような入札もセクターであっているようでございますけれども、そのような言語道断のような許されないような入札をすることは、そのものが私はいかがなものかと考えておるところでございます。適正に私は高森町発展のために、将来のために、皆さんとともに歩んできたということを公共事業はあったと思っております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） 今、町長さんが言われたように、私もこの12年間、町長さんの今、固いお話がありましたように、固すぎる、いわば固すぎるかなと、あるこれは本当かどうかわかりませんが、聞くところによると、公共事業をする時に、業者を呼んで、頭から何%くれと言われる、もってこいと村長さんもあったという話を私も聞いております。高森町はまったく私は、そういうことはないというふうに思っておりますが、やっぱりこれだけデフレが進み、もうデフレどころか、デフレスパイラル、こういう状況でありますので、公務員の給与も、それから、来年度の春闘の話が出ておりましたが、ベースアップするどころじゃないと、全部格下げだというような話まで出てきておるわけですね。そういうことで、高森町が今後単独で生きていくなれば、できるなら、今さっき話を聞きましたが、なかなか公共事業は紐付きで非常に難しいという話はもう重々わかります。できる部分だけでも改善すべきは改善する、それが将来のまちづくりにつながっていくというふうに思っております。

この中、議員さんの中でも何人か町長さんに挑戦というお話も出ておりますし、私、ただ、その通り一遍当の改革という言葉ではなくして、そういった中身の濃いひとつ私は論戦を期待したい、そして、やっぱりまだまだ遅れている部分を1年で

も早く改革を進めてほしいなど、これが町民の皆さんの声じゃないかというふうに思っております。

この問題につきましては、さっきからお話があつていましたけれども、申し上げましたように、なかなかすべてが補助金は紐付きでございますので、難しいということでございますが、本当に総務省が各町村独自に任せるということであるならば、私はそういうことをまず先に手がけていく必要があるというふうに思いますので、最後に、総務課長の決意のほどを伺いたいというふうに思います。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 今、お話がありましたように、入札契約事務は総務課でやっております。入札につきましても、透明性ということで、予定価格の発表、これも本町につきましては、いち早く取り組んでいる状況でございます。

自治体によりましては、最低制限価格の調査委員会もつくっている自治体もあるということでございますので、私達も今、議員さんがおっしゃいましたように、町単独でいくいかんは関わらず、これにつきましては、また、今後、入札制度のあり方、これについても改善はすべきことはどんどんやって、住民の負託に伝えていきたいというふうに思っております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） 私も先の学校統合の中で、この停留所を10カ所つくりますね、これが1,100万円というふうにお聞きしております。1棟当たり100万円かかるわけでございますけれども、これもやっぱり公共事業の中で、ある人に聞きますと、「いやあ、それぐらいのものは50万ぐらいでできますよ」と、こういう話もあります。だから、あえて申し上げたいわけでございますけれども、節減できる部分、これもやっぱりその紐付きの公共事業でございますので難しいとは思いますが、私、地域の住民に言わせると、なかなかその何であんな高いのか、もっと安くできるんじゃないかというような話まで飛び込んでくるわけですね。だから、あえて申し上げたわけでございますが、どうぞひとつ今後、お互いに町をよくするために、英断をもって、できるところは改革をしながら、先に見えるすばらしいまちづくりにお互いに努力をしていきたいなというふうに思います。

私も4年間のうちに5回ほど一般質問しました。これが、第1期目の最後になるうということでございます。また、できれば、この場に立てるように努力をしてまいりたいと思います。本当にありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 12時を過ぎましたけれども、一般質問を続行したいと思いません。

10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

昼食の時間を迎えて、皆様方、大変お疲れのところだというふうに存じております。せっかく、本日は、傍聴の方もいらっしゃいますし、それぞれの議員さん、力を入れて一般質問をされておりました関係上、継続でされるという温かい心をいただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、私、3点、質問事項を準備をいたしております。

水道関係の特別会計がございます。その基金の性質等について、基金の運用益が年々減少してくる中に、今後、簡易水道の供給、または農業用水の供給等について、どのようにやっていかれるのか。

2番目に、高森町の観光イベント、画期的な取り組みを今後やっていかんことには、各自治体の自治体間の競争、観光競争にこの高森町は遅れをとるんじゃないかと、そういうことで、年、四季折々に分けますと、1月からずっとこの高森町それぞれ観光に、またさまざまなイベントに参加をされておりますし、実施をされております。その中で、千本桜の桜まつりのあり方について、どうにか考えがないかということ。

最後になりますけれども、これもおそらく最後であるだろうと思いますが、国民健康保険特別会計不祥事の件ということで、1番議員さんが質問されましたけれども、この件について、過去4年間の推移及び今後の見通し、それぞれ償還額等について、今までどれだけになっておるのか、あと、残金いくらであるのかということまでもお知らせをいただきたいというふうに思っておりますが。

まず、第1点目の基金の運用益が減少してくる中で、今後の経費及び運用をどのようにやっていくのか、水関係でございますが、皆さん方、ご存じのとおり、ゼロ金利というように、常日頃からうたわれておりますが、大変お金を預けていてもお金が増えないと、昔は1億円を預けておれば、年間600万円程度の利息をいただいていた時期もありましたけれども、現在は、そのような時期ではなくて、この前の講演会でもお話をいたしましたけれども、1億円をただ単に銀行に預けておれ

ば、さまざまな振込の手数料、また取り扱い手数料、反対に1億円が目減りをしてくる時代になってきたというふうに言われております。

そのような銀行、金融業界の流れの中で、今から先の水道、農業用水の供給をどのようにやっていくのか、簡易水道においては、水道使用料が入ってまいりますから、それによって、どうか簡易水道については、供給ができるというふうに思っておりますが、農業用水については、あくまでも基金利息運用でございますから、皆様方の安心する本当の農業用水供給というものができるものだろうかというふうな不安を持っております。

先ほどから数名の議員さんが言われますとおり、地方交付税もどんどん減ってくる、その中において税収も減ってくる、本当に高森町の財政は厳しいものがございます。その中で、本当に昭和50年に枯渇したというふうに、今日調べましたら、枯渇したそうでございますけれども、それ以来、大変水に悩まされていらっしゃる、その際の受益者の皆様方、その方達に安心して、本当に水を送ることができるのかどうか、その点について、町長さんの方にまずご意見等を伺いたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 水資源の対策ということで、私、就任いたしまして、建設課にありました水道課を水資源対策課と、対策室ということで、独立をさせました。これは、何をいわんかと申しますと、この枯渇した水をさらに有意義に生かすための意味でもあったわけでございます。そして、安い供給で安心して安全なる水を送ろうと、また、少ない水によって、すばらしい農作物の生産というようなことで干害の方にも考えて、そのようにしたわけでございます。

その水資源において、ワリコーではどうかとか、いろいろなご意見があったわけでございますけれども、基金の利息がその当時はだいたい6%から7%で、ワリコーになりますと、まだそれ以上のものがあったということでございますけれども、A、B、Cの基金を運用させていただくというようなことで、銀行、そして信用組合、そしてC基金としては農協の方をお願いをした経緯があるわけでございます。

しかしながら、ご案内のとおり、最高のバブル時代には7%のものがあつたと、いわゆる1億円で700万円というようなことで、これでは十二分にやっつけけるという計画を立てておったわけでございますけれども、耐用年数という機械にはあります。その耐用年数だけで考えましても、相当の経費を考えなければならないということ、それにまた、高森町にどれだけの人口が増えるか、さらにはま

た、生活環境の整備ということで、非常に汲み取りから合併浄化槽というような環境整備をしまりました。

その時の水道料も大変厳しい時代でございましたけれども、供給については、安全に、素早くできたと思っておるところでございますけれども、この基金運用が一番いかんでございますので、国に対しまして、国の施策によって、この基金が目減りしたと、その目減りした点について、国はいかが考えておるか、また、県は国に対してこの問題点をどうとらえておるかということで、ご案内のとおり、皆様とともに、厚生省の方に、また県の方にも伺いを立ててきた経緯があるわけでございます。

その水資源をさらに供給できるには、水道料金の云々という話もあろうかと思えますけれども、これは、私といたしましては、今の運営上、支障はないと考えておるところでございますけれども、あの水をなんとしてでも財源的にできないかということで、整備に整備を重ねてまいり、ようやく年間30万人の集客力を得る観光地になったと、そして、議員の皆さん方のお力添えをいただきながら、将来像に向かって1人100円と、子供50円と、場合によっては学校教育のためには無料にしてもいいんじゃないかと、そのような条例をつくっていただき、そして、今日に至っておるわけでございます。

さらにまた、電気料節減のために、私といたしましては、今、私案でございます、したけれども、旭化成が高森町の地域に高森町が関与した水を使用しております。その使用料についてと、いわゆる環境税と申しますか、あるいは水源税と申しますか、そのようなことを外形資産としてできはしないかと、そのように私、考えて、課長の方に、どうぞこういう考えをもって、旭化成の方に申し込むことができるだろうかと、今、研究中のところでございますけれども、そのように、高森町の水を使いながら、産業を開発をし、そして売電もしておると、その売電の費用を某かについて、高森町の方に還元できないだろうかと、そしてまた、水資源を確保できないだろうかと、そのように考えておるところでございます。

さらには、地場産の崇城大学というようなところで、あの中山先生のところで、発電所を小さく仕事をさせてもらいたいということで、発電能力があると、そして、今供給しておる2,000万円程度の電気料をチャラにするような開発をするというようなご提言をいただき、そして、あの場所に設置していいかということでございましたので、議会との整合性をもって、どうぞやってくださいとして、電気も機械もノウハウも、全部高森町にあげますというようなことで、今やっておるわ

けてございます。

基金の目減り、これに対抗するだけの財源の確保、これこそが私は知恵であると思っております。水は、上流から下流に流れておりますけれども、下流の方からも何としてでもその水の大切さ、これに訴えていきたいと、そして知っていただきたいと、有明海の水の私達は白水村が6万トン、高森町が4万6,000トン、10万トンという清い濁りのない、汚染度ゼロの水を有明海に流しておるところでございます。白川水系の最源流として、ここに着眼すれば、金額的な、また財源的なものもあろうかと思っておるところでございます。

大変長くなりましたけれども、そのような考えをもっているところでございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 水の大切さというものは、皆さんもう共通する意識であるというふうに思っております。

今回の基金の運用益が減少してくる中で、今後の経費及び運用はどのようにやっていくのかということでご質問をいたしました。ただ、基金運用益が減少してくることだけにとらわれて、皆様方に供給する水道の電力のコストというものを下げていくことだけを考えておれば、私は、高森町、この旧高森町内の昭和50年代のこの悩みというのは解決しないものだというふうに思っております。

商工会とか、いろんなまちづくりの会の中で、一番懸案とされることは、昔、農業用水に使われておった自然用水が、すべて昭和50年に枯渇をしてしまった、その関係で、町内にあった各水瓶、水溜りにあった水がなくなり、衛生的にも町内が本当に残念な姿になってしまったんじゃないかということでございます。

世界中の文化というものは、やはり、人間が生きていく上で、一番大切なもの、この水を中心に、この文化というものは続いてまいりました。そうなりますと、やはり、この高森町からこの町内で湧いていた、また流れていて、この美しい水がなくなったことで、私は高森町の文化というものがそこで終わってしまったんじゃないかなというふうに考えております。

衛生的で、本当に美しい水が流れ、町内を歩いていても、あっちこっちの水瓶から流れ出る水を口にすることができていたのに、現在では、そのようなことがいっさいできない、非常に残念であると、再度、そういうふうな風景を取り戻したいというものが旧高森町内の皆様方の希望ではないか、また、一生懸命要望する心ではないかというふうに考えております。

ですから、このように基金がありますし、その基金の利息によって、現在は農業用水、また、水道使用料等、基金利息によって簡易水道は運用をされております。ただ、農業用水については、受益者、またいろんな水利組合があり、なかなか新たにどうのこうのするという事は難しいと思いますが、昭和50年当時、その農業用水に流れていた水は、すべて町中を通して、経路をして流れていたという経緯でございます関係で、もし、いろんな案があれば、さまざまな画期的な案があれば、私は、この問題も解決をしていくんじゃないかと、また、高森町も生き返ってくるんじゃないかなと思っております。

先ほど、総務課の方で調べていただきましたけれども、昭和50年2月に、枯渇をしたわけですが、その当時の高森町の人口が約1万人、9,990人でしたから、約1万人でございますが、それから、平成14年現在、下にホールのところに書いてございますが、7,700人ということで、2,300人の人口減がありました。そのようなことで、やっぱり高森町が住みやすい場所であるならば、環境的にいい場所であるならば、私は、それほど減らないかなと、ただ、やっぱり町村合併を昭和30年代にしてから、徐々に自然に減ってきてまいりましたけれども、また、見直されているこの自然環境というものを考えれば、おそらくこの水を町内に流すことによって、新たなまた文化が生まれ、新たな価値観が生まれて、私は人口減に歯止めをかけることができるんじゃないかというふうに思っております。

以前、私は、水資源対策課長以下担当の課長さんの方にも私の私案というものをお見せをいたしました。それはどういうものであるかと申しますと、高森トンネル、湧水トンネルから湧水する毎分32トン、約30トン余りなんです、その水をトンネル内において、すべてせき止めてしまうと、そして、そのせき止めてしまった水を湧水トンネル内を流すその観光的な水としては、毎分5トンなり10トンの水を流し、その残った水をすべて城山の上の方に湧水としてあげることはできないかと、また、それをせき止めることによって、湧水トンネルを流すパイプを設置し、その中で発電をし、その発電した電気により城山の方に水をあげることはできないか、そしてその城山の方にあがってきた水を城山の下にあります2,000トンタンクに落とすことによりまして、その落とした水のまたパイプの中での発電はできないか、さまざまな発電方法を考え、その城山の上の方にそういうふうにしてすべての湧水トンネルから出てくる水をあげることにより、そこからすべての農業用水を供給することができないか、そのような案を考えたいわけでございます。

現在、高森町の農業用水の受益者面積は52ヘクタールというふうに書いてございますが、現在、一番農業用水で電気代を使用しておるのは、坊ヶ平地域であると、そこが一番受益者面積が多いわけでございますが、現在、22ヘクタールがその中に含まれております。やはり坊ヶ平といいますと、どういたしましても、この湧水トンネルからしますと、高いところにあります関係で、その22ヘクタールの水田を賄うためには、莫大な電力を要すると、そしてまた、私どもの地元であります村山地区にも田んぼがございますが、それを含める含蔵寺も系統的に申しますと、そのあたりの面積も4.16ヘクタールということで、かなりの電気料を要してくるわけでございます。

そのようにして、下の方からすべての系統に水をあげています関係で、5つの系統がございますが、含蔵寺、坊ヶ平、車、芝原、津宮、このあたりを足して、全部で52ヘクタールということで、最大一番使われる時に、最大の揚水量といたしましては、毎分16トンの水が52ヘクタールの水に流れていっておるわけでございます。

それだけをあげることがいかに電気代を使うかということを考えますと、どうせ、含蔵寺、坊ヶ平地区においても、城山地区よりも下の地域にあるならば、すべての水を上にあげることによって、なるべく電気代を使わずして、すべての農業関係者の水田を潤っていったらどうかというような計画をいたしております。

これがどうであるかということは、専門的に担当の課長さんあたりに見てもらわなければならないわけですが、そうすることによりまして、もしかしたら、農業用水に使わない時、また、簡易水道として城山にある2,000トンタンクでオーバーフローする水をすべて町の中に流すことが、私は可能ではないかと、また、オーバーフローした水をまた町中を流すことによって、町中の環境面においても、すべてクリアされてくるんじゃないかなというふうに考えております。

そのような工事代的な工事代もございますから、基金をどのように使っているか、その辺の制限も私はよく存じ上げておりませんが、そのようにして、今まで昭和50年来、高森町がこの旧高森が一番懸案事項としていた町内に水を流すということが解決できないかというような私案もございます。その点についても、今後、町長さん、4月で終わられるわけですが、担当課長も含めて、そのような可能性について、いかがお考えであるかということをお聞きしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） クリーニングタワーということで、野中さんだったかと思えますけれども、私、答弁をさせていただいて、そして、各地域に流れておりますところの防火、いわゆる危険地域といいますか、防災地域といいますか、そこにどのような方法をもって流すかということで、考えておったわけでございます。クリーニングタワーをもって、そして、サーモットで時間的に流し、浄化をしながら、そして、防火、あるいは環境整備ということを考えておったわけございまして、この浅学非才な私でございます。そのようなことを考えて、浄化と防火と、また、快適な生活環境ということで、いろいろ基金について、また、あの水資源をいかに生かすかというようなことで、いろいろと考えてきたところでございますけれども、私の考えといたしましては、今の考え方が善策と、ことによっては次の方達、また次の方達が私が道を開いたことによって、さらに位置付けをしていただくなればと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 水資源対策課長 芹口誓彰君。

○水資源対策課長（芹口誓彰君） 10番議員さんのご提言、大変ありがたく思っておりますけれども、ご提言の内容、お聞きしますと、農業用水のみならず、簡易水道、それから生活環境用水、それから観光産業振興面など、かなり全般にわたることでございますし、また、全町的な取り組みも必要になってくると思えますし、また、経費の面、あるいは、城山の上にタンクをつくらねばならず、下に市街地等がございます。地質関係の調査等も必要になってくるかと思えますので、関係各課、いつか機会をつくりまして、そういった話を聞く機会を是非設けたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。

やはり、173平方キロメートルのこの高森町、現在、7,700名ということでございますが、町村合併においても、この旧高森が目立たなくなったからこそ、3村の中から外されるようなことになってしまったんじゃないかなと、高森町がもう少し活気を帯びておれば、旧高森町内が活気を帯びておれば、私はその高森から西の白水、久木野、長陽村にしても、高森町を外すことはなかったんじゃないかなというふうに考えております。

この水の使い方についても、いろいろと解釈がそれぞれあると思えます。しかし

ながら、この高森町の皆さん方が旧高森に住んでいらっしゃる皆様方が、もう一回、高森町内に水を流してくださいと、水をもう一度という気持ちがございます。是非とも、私はこのようなランニングコストの軽減ということで、私はこの方策を提案をしてみたいけれども、町当局においても、前向きに考えていただきたいと思っております。

その中で、最後に、担当の人と私が一緒にプロジェクト立ち上げて、会議した中で、担当の専門職員が申し上げたことは、「佐伯さん、もし、これが実現すれば、毎分32トン、30トンの湧水のうちのおそらく3割近くは旧水脈に戻る可能性が出てまいります」というふうにおっしゃっていただきました。それだけ圧力をかけて、地球の底から、大地から圧力をかけて出てくる水を性根を入れて、止めるわけでございますから、相手も出るところがなければ、来た道を帰らざるを得ないというような雰囲気ございました。それに期待をする意味でも是非とも、旧高森町にもう一度水が流れる、そのような環境を今後、私達も含めて考えていきたいと、また、役場当局においても、前向きに話を聞いていただきたいというふうに思っております。どうぞ、今後ともよろしく願いたいと思います。

次に、観光イベントの方にわたってまいります。千本桜の桜まつりのあり方についてということで、例年4月ごろになりますと、一心行の桜と高森峠の桜の見比べで、観光客の入り数で、いつも高森町の観光課は何をしておるんだというような不平不満の声が町内からあがってまいりますし、議会の方からもあがってまいります。

一心行の桜は、見やすいように広い道がつくられまして、旧国道と新しいバイパスがつながり、また、駐車場整備もでき、1台500円をとられております。年間何千万という駐車料金が入ってきておるわけでございますが、うちの高森町の千本桜はどうかと申しますと、本年1,800万円をかけまして、バスが止めやすいように、道路を広げさせていただきました。しかしながら、じゃあ1,800万円かけたから、来年の花見の時には1,800万円町に利益があるかなということを考えますと、必ずしもその点については、皆さん方、口を閉ざされるんじゃないかなと思っております。

先ほどから何回も申し上げますが、議員皆さん方言われるとおり、合併論議の中で、地方交付税が減額されてくるのであるならば、やはり町が独自にお金を集める方法を考えなくてはならないわけでございますけれども、その点について、私は、先般、企画課長の方にも申し上げましたが、どうせ、千本桜で花見をするのである

ならば、千づくめで千本桜で千人鍋をやってみたらどうだというお話をさせていただきました。桜は別名馬とも、馬肉は桜と申しますし、鹿はもみじとも申します。ですから、これは、差別用語ではございませんが、商標登録としても使っていただいても結構じゃないかと思うぐらい、千本桜で千人鍋の馬鹿鍋を食べようというようなことで、春の馬肉の鍋、また、秋の鹿鍋、そのような企画をし、多くの皆様方がそれをほおぼることで、その参加することで、参加料金をとり、お金を徴収するような方法も考えられないことはないんじゃないかなというふうに考えております。

下関でも実際、ふぐ鍋まつり等が行われておりますが、かなりな盛況でございます。私といたしましては、どうせ4月に花見がくるのであるならば、その期間、皆さん方が長く足を止めていただけるように、そのような千人鍋等の企画等についてもやっていただきたいと思っておりますけれども、担当企画課長、または町長さんあたり、町長は4月、おそらく花見には参加ができると思っておりますけれども、いかがお考えであるか、お聞きいたしたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 高森町の観光の顔が千本桜、九十九曲であったことは事実であります。先輩でございます岩下八束町長が、高森町30周年記念誌の巻頭の中で、高森町九十九曲の観光を完全にしたいというようなことで、お話がっております。その心を私は心として、高森町のあの九十九曲は入会権がございました。入会権があれば、一本一本の木においても、許可をもらわなくちゃなりません。そこで、議会の皆さんにお願いを申しまして、あの入会権解消のために、ひとつよろしくお願いを申し上げたいということで、解消と契約ができたわけでございます。

そして、相当額のお金をかけました。そして、旧トンネルのところから少しでも高森町にはあの九十九曲の中にトイレがないと、ご案内のとおり宮崎バスのバスガイドさんが九十九曲で死亡された経緯がございます。これは、何かと申しますと、トイレがなかったということで、自然災害と申しますか、まむしに噛まれて死亡されたと、そのように生命と高森町観光ということを考える時に、県の方にトイレをつくってくれということで、一番上につくっていただいたわけでございます。

そして、観光開発という名の下に、相当額、数字はちょっとその当時の岩下弘三氏、あるいは、今現在、中央出張所の桐原君に命じまして、下の方にもトイレをつくり、そして、高森町の観光第一陣としてやったわけでございます。

そして、千本桜と、言うに及ばず1万本を目標ということで、高森町在友会の方

々、あるいは、婦人会の方々、さらには、子供達ということで、一本一本の願いをし、そして、桜を守る会の高森の方々が日本の桜の会から、毎年500本というようなことで、今ようやく7,000本に近づいたというように開発しているところでございます。

先ほど申されましたように、千本桜と桜、桜は日本の心、また高森の心としたい馬刺と、そして、もみじと、町長がそこにおるならば、そうとうおもしろいと思えますけれども、その町長は誰がするか、猪鹿蝶になれば、どのような形になるか、そういうふうなやはり日本の心であるなど、あの桜の中に短冊であるのよろしいというようなものはございます。本当に桜は、日本の心であると、あの単なる短冊の中に書いてあるあのよろしいというものについては、日本を代表するものは桜であると、そのようなことで、やはり馬刺、それにもみじ、これを植えていき、そして四季折々の高森町観光の拠点になるならばと、そのように考えております。

私のやってきたこの地域は湧水館、羅漢山、双子山、そして九十九曲、さらには、尾根を越えて、2,080トンのタンクの上の小鳥と森の施設、そして、グラウンドゴルフ練習場というようなものをやってきたわけでございます。今後においても、どうか位置付けはできたと私は思っておりますので、次の町長さん、よろしく猪鹿蝶をつくっていただきたいと、そのように思います。失礼いたしました。今の最後は取り消させていただきます。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） お答えいたします。

先ほど、議員さんから、確かにそういったイベントをやれるんじゃないかということで、内容にわたりましたが、議員さんからお聞きしております。

昨年、13年でございますけれども、約2万人が訪れておりまして、この春、先ほど申されましたように、大型バスの駐車場を増設しましたこと等によりまして、約5万人の方が期間中訪れております。

お聞きしました件につきまして、私の方で整理しましたが、確かにイベントをするということは、かなりな入り込みが見込めます。また、それによりまして、周囲の観光業者さんでありますとか、そういった方に少なからず影響があるということで、経済的なかなりな効果が出るだろうというふうに考えております。

ただ、問題点といたしまして、去年が10日間ほど実施しておりますけど、その期間実施するとなりますと、かなりな人的な手当もしなくてはならないということで、その辺を、特に人的なことが大事でございますので、その辺を考えますと、例

えば、実行委員会組織をつくってやるなり、いろんな方法もまた考えられると思いますので、今後ともまた議員さんにご相談申し上げながら、検討を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） どうぞよろしく願いをいたしたいと思います。桜は馬でございまして、できれば、桜まつりのシーズンは、町内の飲食店、おみやげ品店等で、桜まつりの看板をあげていただき、おみやげものには馬の薫製、また馬刺、馬肉の料理等について考えていただいて、桜づくめの町に私はしていただきたいというふうに思います。また、秋にはもみじということで、鹿を使っていただきたいなと。話を聞いてみれば、山東部、またこのあたりまで野生の鹿がどんどん下りてきて農産物を荒らしておるそうでございますから、農林振興課長あたりにもお願いしまして、野生の鹿を有害鳥獣として駆除していただき、その肉でもストックしていただいて、秋のもみじのシーズンに鹿鍋という形で出していただければよろしいんじゃないかと、また、その食材として青物野菜等については、あなた達がつくられました高森町アグリセンター、堆肥センターの方の堆肥を使った野菜で十分鍋の中を潤していただきたい。賄っていただきたいというふうに考えております。

私がこのようないろんな案を申し上げましたけれども、性格的には私は町長と同じように町内の皆様方から大変嫌われております。十分注意をして、企画をする際においては、役場の方達が中心となつてがんばっていただきたいと、その結果が高森町を盛り上げたということであれば、私としても、大変うれしい限りでございますから、どうぞがんばってやっていただきたいというふうに思っております。

最後になります。一番皆さん方が関心のある問題であると思いますが、国民健康保険特別会計の不祥事の件でございますけれども、私が当時、発生をいたしました時期から議会の百条委員会の委員長を仰せつかりまして、関係各位、また関係職員に参考のために意見を聞き、いろいろと調査をまいりました。その結果、当時、百条委員会の委員長とすれば、町長以下、その書類に印鑑をついた人達すべてにこれは責任があるという趣旨の意見書を出したわけでございますが、その中でただ一人、委員会の中からそれに反論をすると、少数意見として違う意見が出されておりました、その意見を町長は尊重されて、私ども百条委員会総意の、多数の意見というものはそれはそうだろうということで聞き流されたというふうに私は感じております。

当時、その委員会の報告をもとに、町長の責任を追及し、私は不信任案を提出

し、また、不信任案については可決はしなかったということについては、甲斐 裁議員の報告のとおりであるというふうに思っております。

しかしながら、それからもう丸々4年が過ぎ、もう5年目になろうといたしておりますから、このままではまいりません。また、町長においては、次期町長選挙には出馬しない旨の報告が、この本議会冒頭なされておりますから、当然、この件については、町長3期目の選挙の際にも、「私が解決をする」というふうに解決をしなければならないというような強い熱意をもとに、それを町民に訴えて当選された経緯もある面から、あと4カ月で何ができるかわかりませんが、どのようにあと4カ月間考えていらっしゃるのか、また、総被害額、国民健康保険特別会計の被害金額1億2,000万円、どの程度償還がされているのか、再度、確認のために審議員の方から報告をしていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 総務審議員 佐伯秀和君。

○総務審議員（佐伯秀和君） それでは、返済額をご報告申し上げます。国保分につきまして3,225万9,797円、残額が9,378万3,484円でございます。水道分につきまして30万円、これは先ほど総務課長がご報告申し上げましたように、職員が拠出をしたものでございます。残金が1,055万2,920円となっております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 現在まで、3,229万円ほど特別会計においては、返済がなされておるということでございます。あと9,000万円、特別会計に戻さなくてはなりませんし、水資源対策の方の特別会計にも1,000万円ほど戻さなくてはならないということで、当然、あと1億円残っておるわけでございますが、このとらえ方については、いろいろございまして、私は町長にどうも戻せという話をいたしておりましたが、その際には、現職でございました関係で、公職選挙法の候補者等の寄附の禁止ということで、199条の2というものを盾に、私としてはいつも壁にぶち当たっていたわけでございますが、今度、この際、先ほど議長が言われましたとおり、出馬しないのであるならば、まったく199条の2はもう関係がないということで、本当に今回、退職される場合における町からの退職金、この取り扱い等について、どのように考えておられるのか、私はあなたに1億円戻せとは言いませんが、4年間やってきた、これは今までの町長職であったその責任費で

あるというふうには思いますが、それがその責任の上においてもらえる報酬、退職金であるならば、その責任の上で、退職金についてはこの1億円の中の1,500万円としていただきたいわけですが、その点について、いかがお考えであるのか。

それと、1番議員さんが言われました役場の職員から徴収した200万円のお金、それで抵当権を抹消し、町が抵当権を設定したということでございますが、その際、あそこの抵当権を設定する際の抵当額もあとで町長の答弁のあとに審議員の方のお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） もう法的に起きたことは法で処理をしますと、私は243条の2項ということでお話をしてきております。そして、論議に論議を重ねてまいりまして、そして、ようやく出所、出てまいりました。出所の中において、田畑、また家屋、また兄貴との契約、また本人との契約等々において、私は皆さん方に対して、真摯に相手方を受けておるということにおいて、私におきましても、この問題点について、考えに考え、熟慮に熟慮をもって対処した、そのように考えておるわけでございます。

相当の佐伯議員からもお話がございました。私、国・県の方にもまいりまして、この問題点について、一日も早い解決をしたい、その方向付けを県の方をお願いをし、また、厚生省の方にもいってまいっております。約束はできておりませんが、そのように苦しい立場の状況であるということは認識されておりますし、また、健康保険を維持するために、何としてでも町民の皆様の健康でなければならぬと、その健康のためには大いに健康促進する方法を考えてくれというようなことをいただいております。そのことによって、国・県の方も何らかの方法をもって、住民の皆様に安心してできるような方法があると私は信じておるところでございます。

私といたしましては、私なりの考えをもって対処してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 総務審議員 佐伯秀和君。

○総務審議員（佐伯秀和君） ご報告申し上げます。

総額であります賠償命令をかけております総額でございます1億3,689万6,201円を設定をたしております。国保分及び簡易水道分合わせました金額でござ

います。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

行政というものはなかなか動きが遅いものでございまして、相手の家に財産があっても、法的に手続きを踏んでいかなければ、なかなかその財産を押さえることが無理であります。ですから、今回、職員の皆さん方が抵当権を抹消され、安藤君にお金を貸しまして、抵当権を抹消し、町の方に抵当権を新たに発生させたということは、議員各位とらえ方が違うと思うんですけども、他に第三者にその資産を流すことを止めたというふうな解釈でいけば、私はその当時、職員の皆さん方には大変お骨折りをいただいたなというふうに感謝を申し上げます。

しかしながら、返る予定のないお金について、それを抵当させたということについては、町としては、やはりずるずると伸ばしておったことについての責任は私は逃れることはできないというふうに考えております。

町長が言われるその243条の2項で言われるのは、おそらく当時の出納責任者である収入役、または、その当時の係の職員の責任であるということであったというふうに思いますが、ただ、私もこの件については、いろいろとさまざまな公務員を対象にした犯罪、いろんな裁判例というものを探してまいりまして、やっとみつかってきたわけでございますが、ただ、公務員というものは、公僕であり、悪いことはしないというのが前提でございますから、公務員を対象にした判例というものは件数が大変少なくて、本になるまではなかなかありませんでした。しかしながら、その中で、若干の違いはあるにしろ、職員に対する職員の賠償責任というところで判例がございましたから、それを引用をさせていただきたいと思いますが、この判例については、東京高等裁判所の昭和58年の8月の30日の判決でございました。町長が言われた243条の解釈を読ませていただきますが、243条の2項の規定は同条第1項第2号において、地方自治第232条の4の第1項の命令、普通地方公共団体の長の命令をあげているところかも、普通地方公共団体の長の賠償責任についても等しく適用されるべきであり、普通地方公共団体の長がその資格に基づいて、その職にある私人たる自己に当てて賠償命令を発するというのも法理上はもとより可能であるというふうに、昭和58年、これは新しい地方自治法の上での判例でございました。

それ以外にまだございまして、支出の責任というものがございます。その点につ

いても、町長の権について、地方自治法の232条の2に、町長は収入役または出納長に対して、その支出を命令する権利があるわけですから、そのようにうたってあるということですから。そうなりますと、私は当然、町長の最高責任において、収入役または出納係に対して、支出することを命じたと、そうなれば、その行為がいかほど不法なものであれ、それを認めて支出する行為を認めた町長にも私は責任は出てくるんじゃないかな、そのように考えております。

それと、収入役責任は、町長にもまだ重うございまして、収入役というものは、指名されて収入役がいかほど町長の言うことを聞かなくても、収入役独自に辞意を表明しない限りは、収入役は離れる権利はありません。ということは、この出納において、また、お金の出し入れについて、収入役については、絶大な権限を持っていたわけですから、当時、監査指摘において、収入役に対して、六百数十万の賠償命令を与えられた監査指摘がございましたが、この金額についても被害総額1億2,000万円からどうして、この600万円の20分の1に縮小されたのか、私はそれが不思議でならない。

それとあわせて、その600万円について、他の職員と一緒にそれは弁済をしたということ、これは法律的に闘っても、実際、収入役に対しての賠償責任は逃れることはできないはずでございまして、他の職員の方が下手すれば逃れることが可能であったにも関わらず、なぜ、収入役に対して、そこまでの便宜を図ってしまったのか、私は、その点についても不思議でなりません。

ですから、町長においては、それぞれの解釈がありますが、法律というものは持つ人によって、使う人によって、薬にもなり毒にもなると思いますが、私が高森町の薬としてこの六法全書を使うのであるならば、町長、収入役、当時の関係課長さん、それぞれ私は法的に言えば責任を逃れることはできない、そのように考えています。

1億円のあと戻さなければならない、そのようになっておるのに、現在、職に就いていない方がどうやって、私は1億円戻すのかなと、非常に疑問であります。

国民健康保険特別会計の運用については、あくまでも国民健康保険税、または国民健康保険連合会からの支出金、いろいろと交付金等含めて、国民健康保険は維持してまいっております。繰越金についての3月、4月の医療費を賄うために繰越をもっていかなければならないわけですから、もし、その9,000万円、1億円が国民健康保険の中にあれば、高森町の総世帯二千数百世帯のうちの国民健康保険税世帯はおそらく1,600か700世帯ぐらいだと思いますが、平

均40万、30万ぐらいの国民健康保険税でございましょうか、1億円あれば、私は年間6万から7万ぐらいの国民健康保険税の軽減が図られるんじゃないかなと、そのように考えますと、私は早期にこの国民健康保険税でほげている穴を私は埋める責任が町長にあったというふうに考えておりますが、その点、町長さん、私の今の法律の解釈、あなたの解釈と違うと思っておりますが、いかが解釈されますか。お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 国家賠償法にも町長はくみしない、また、243条の2項においても、町長はくみしない、いわゆる賠償責任はこれがある本人にあるということでございます。

また、そのような見解は、私が情状をもって、相手方との問題点があったならば、すぐ私にはあるわけでございます。また、収入役等々において、監査委員の方にどこまでに踏み込み、どこまで責任があるかということにおいて、監査委員にお願いをしたところでございます。そして、結論としてここに出ておるのが655万円というようなことでございます。

私といたしましては、見解の相違は、私といたしましては、243条の2項の町長はくみしないということをもって、ご答弁にさせていただきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 町長は、そのような解釈でございますが、これは、支出の方法で、地方公共団体の支出の方法で、先ほども申し上げましたけれども、232条の4項に、出納長、または収入役は普通地方公共団体の長の命令がなければ、支出をすることができないというふうに書いてございます。ですから、これは、町長が最終的には命令をされたから、収入役は支払いをされたという解釈であるならば、当然、町長にも責任が生じてくるという解釈で、先ほど申し上げました昭和58年の東京高等裁判所の判例の裁判の判決の中にあるその中で町長にもその資格があるんですよという裁判所の判事の見解であったというふうに私は思っております。

ですから、白と出るか、黒と出るかわかりませんが、今後において、私は、次期町長、どなたがなられるかわかりませんが、これは、下手すると、会計法上いけば、時効は5年でございますから、平成10年の4月発覚で、実際に報告されたのがいつになるかわかりませんが、もう来年はおそらく時効になってくる恐れがある、職員に対する賠償命令は。そうなりますと、早急に私は賠償命令をかける民事訴訟等については、町の方で町長が直に自分を相手に、私人を、今村博信を相手

に、また、収入役を相手に裁判を起こされてみるとわかる。した時に、裁判所がどのような解釈をするのか、あなたが言われているのが正しいのか、私が言っているのが正しいのか、それは、その訴訟費については、議会もおそらく皆さん方をお願いをして認めていただきたいと思いますが、できれば、あなたの言う解釈で正しいのか、または、私の考えておる解釈が正しいのか、その点については、是非とも私は裁判を起こしていただきたい。あなたがあなた自身を直に裁判を起こして、どうだと、裁判所では私には責任はないと言ったよということを公にさせていただく方法は私は一番町内の皆様方にはすっきりするんじゃないかなと考えております。

それと、収入役が六百数十万の賠償、監査請求により要求されましたお金について、私は大変少ないわけですが、その際にも、収入役の方の賠償責任についても、一緒にいていただきたいなど、そうすると、どの方にどれだけ、どの方にどれだけ、当時の収入役にどれだけ、総務課長にどれだけ、税務課長にどれだけという金額がもしかしたら、判決の中で出てこないとも限りませんから、やっていただきたい。

私は、そうすることが、これだけ冷え切った経済の中で、介護保険料まで国民健康保険税に上乗せして払っている皆さん達に対する町の責任ではないかと思えます。1億円繰り越してみなさいよ。次の年はおそらく1件当たり4、5万、最高納めなくていい人達は10万程度は国民健康保険税が私は下がると思っております。これだけ苦しい時期に10万円健康保険税が下がるなら、町内の人達はさぞ喜んでいただけると私は思いますが。

税務課長にお尋ねをいたしますが、国民健康保険税の歳出基準を再度、どのようにして、健康保険税は決めるのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（児玉國廣君） 税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） ご存じとは思いますが、国民健康保険は目的税ですので、税率の算定に当たりましては、その年に高額医療費、それから療養給付費、皆さんの健康を守るための保健事業費というのがありますが、この額を見込額を算定しまして、それに国からだいたい40%程度、50%ですか、普通調整交付金、それから、療養給付費ですね、その補助金がきます。あと残り50をだいたい国民健康保険の全世帯の所得に応じて課税する分が50%です。それから、人数に応じて課税する分が35%ですね、それから、世帯に応じて課税する分が15%です。ですから、当然、支出に応じて、税額も変わってくるというふうなことになります。ただ、低所得者が多いものですから、所得金額が一定額以下の方につきましては、

税額の7割、5割、2割、所得に応じまして、税額を軽減します。その分は国の補助金が2分の1、県が4分の1ですね、それから、町の一般会計の方で4分の1という、保険基盤安定制度で補填をしております。

それから、もう1点は、非常に国民健康保険、担税力と申しますか、非常に实际的に所得が低いものだから、一般会計の方でこれは交付税に算入されておりますが、財政安定化支援事業ですね、全国で2,000億円ぐらい予算措置がしてありますが、その部分で繰入をしております。その部分がうちの方でちょっと記憶ですが、3,000万円程度あっていると思います。

それから、今の7割、5割、2割軽減分の補填分ですね、税額の補填分がこれも3,000万円ぐらいだったと思いますが、それに出産育児一時金ですか、これがだいたい3分の2は一般会計で補填しております。

そのようなことで、税額は歳出の方で目的に見込み上げまして、それに対する50%、35%、15%ということで、計上いたしております。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 今、税務課長の方がお話があったとおり、歳出に合わせて歳入を決定するわけですね。さまざまな繰入金とか、入ってくるお金を合算したところで、だいたいどれだけぐらいになるか、最終的にはそういうことだろうというふうに思います。となると、国民健康保険税が平成14年度の当初予算書は2億2,800万円です。国民健康保険税、町民の国民健康保険世帯から徴収する予定の金額は2億2,800万円です。ということは、この中にもしまた1億円入ってくれば、3億2,800万円もいないわけですね。国民健康保険税としては、おそらくそうだと思います。そうなれば、2億2,800万円がいいということは、その1億円がそのまま、その分引いたとした時に、1億2,800万円町民の方達から徴収すればいいということになれば、今、納めておる国民健康保険税がすべてにおいて、おそらく半額近くになってくる可能性が僕はあるんじゃないかなと、これは極端な話ですよ。極端にわかりやすく言えば、そうなるんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、詳しくいろんな分担金、負担金、また国庫支出金、連合会からの支出金、療養給付交付金とか、繰入金等をすべてその場合においては、調整がなされると思いますから、必ずしも半分になるということはないと思いますが、私は必ず減額はなるというふうに考えております。

そうすると、やっぱりその責任もありますから、私達が言っているように、町長

以下、収入役、当時の総務課長、現在、一生懸命町中回っておりますが、その人も含めて、責任がどの程度あるかということ、この際、一気に司法の場ででもいいから、司法の場です、司法の場ででもいいからということは訂正します、司法の場で、公に私はすべきだと思って思います。その点、4月までしかいらっしゃらない町長さん、いかがでございますか。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 先ほども申しましたように、くみしないものはくみしないわけです。243条の2項ということにおいては、賠償責任はいかなものかということ、これを再三再四私は言ってきました。私にふるといふこと、これは道義的責任、政治的責任、また管理責任というもの、これは問われると思っておりますけれども、賠償責任においては、これは私は問われないと、今までに道義的責任、これにおいても、私は果たしてきたと、また政治責任、これにおいても果たしてきたと、管理責任においても果たしてきたと、そのように感じております。

しかし、その中に、民事訴訟というのがあるわけでございますけれども、この民事は、くみしたと、犯罪をくみしたと、そういうことにおいてのみであると私は存じております。また、そのように考えておるところでございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） これから先、おそらく町長と私の押し問答であるというふうに思いますが、支出の方法について、地方自治法では先ほどから何度も言うように、収入役は自分独自では支出はできないわけで、町長の命令がないと支出行為はできないわけ、そうなりますと、私は町長にくみしないということはない、町長が知らないところで支出は確かにあったかもしれないが、町長が検印を打った書類をもとに支出行為が行われておったということになれば、私は当然、町長にも責任があるということは避けられない事実であるというふうに考えております。

ですから、職員の賠償責任等については、おそらく町長のご親戚あたりにも弁護士さんがいらっしゃいますから、民法上は確かにその権利は町長には発生しないかもしれないが、ただ、町長自らが自分の責任の上において、自分の責任を明らかにすることは私は可能であるというふうに思っております。その責任を明らかにするために、あなたは寄附行為ができないからと言って、公職選挙法の199条の2項を言われました。で、今回、4選出馬をしないということで、公職選挙法についても触れることがないわけでございますから、退職金の返納等についても、十分私は考える必要がある、そのように考えておりますし、今から先、支払うであろう当時の

総務課長、前収入役でございますが、その方等の退職金等の取り扱いについても、十分私は考えていく必要があるんじゃないかなと、そのように考えております。

これ以上やっても無駄でございましょうか、なにしろ、町長さんの方には、先ほどから甲斐 裁議員も言われたとおり、発つ鳥跡を濁さずと言いますし、住民に迷惑をかけないというふうに言われました。町長のお体も何か優れないようでもございますから、あまり興奮するようなことを言うと、そこで心臓が止まりますと、私も困りますから、これ以上は申し上げませんけれども、どうぞ、身の清め方については、今まで大変クリーンなイメージでございましたが、やはり、我が子である職員がしたことでございますので、親として、また、長としての身のけじめ方については考えていただきたいと、また、司法に委ねる件については考えていただきたいと思っておりますが、再度確認をいたしますが、退職金の取り扱い、また前収入役との退職金の取り扱いについては、いかがお考えであるか、最後によろしく願います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） その前に、収入役というところは、私は予算を執行したりいたしますけれども、金についてはいっさい扱いません。これは、収入役の権限で、私が支払えと言っても収入役は支払わないと言えば収入役の方がその金の支出は上であります。それをむやみやたらにというようなことになるかと思っておりますけれども、私は、収入役は金庫番と、はっきり自分自身も位置付けておりますし、また、そのように位置付けておるわけでございます。

また、議会の皆様方におかれましても、あの今までに相当のご意見をいただいております。会計責任、あるいは、出納責任等々において、収入役室は独立であります。独立のところで金を操作する時に、管理監督、また会計、並びに監査委員等々の皆さんがあつて、国・県においても、高森町は最優秀であるということで、その問題点につきましても、国・県は監査し、翌年は私達に高森町はすばらしい運営であるということで表彰状を受けております。まさになんたることだろうかと、国・県はどのようにその監査をあれしたか、その点におきましても、私は再三再四、話を申し上げた経緯もございますけれども、この点につきましては、佐伯議員の方からいろいろと私に対するものがあるかと思っております。私といたしましては、この問題について、退職金云々という言葉がございまして、この問題点については、私は私なりに考えさせていただいた行動をとらせていただきたいと、このように考えております。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 今まで1時間ちょっとやらせていただきましたけれども、なかなか押し問答でございます。この件につきましては。法律の解釈、法律は生き物でございますから、見る人によっては、青くも見えるし、白くも見える、黒くも見えるし、赤くも見えるというのが、私は今の法律でないかというふうに思っております。

宮沢さんがアメリカに行かれた時に、アメリカの大統領が言われた「日本語は非常に解釈が多すぎる」と、「はい」と言われたのが、それがその「はい」という言葉がいくつも意味を持っておるそうでございます。おそらくこの六法全書に書かれておる言葉についても、一言一句さまざまな意味を思い浮かべながら解釈をしなければならないものだというふうに思っておりますが、最後に、町長さんにいっちょ文面を読んでおきますが、地方自治法の232条の4項の1は、出納長または収入役は普通地方公共団体の長の命令がなければ、支出することができない、4項の2は、出納長または収入役は前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令または予算に違反していないこと、及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認した上でなければ、支出することができないということでございますから、町長が言っても支払うことができないから、支払う必要がない時には支払わない、だからこそ収入役は強いんだと言われましたが、これは、いろんな予算、いろんな条例等に基づいて、その債務負担行為をする財源等に保証がない場合、またはそれが法律に違反している場合についてはいかなる長の決断であっても、収入役は言うことをきかなくてもいいんですよというのが、収入役の役目であると私は考えております。そうなりますと、その当時、町長も安藤君がしておった行為がその違反行為であったということを見つけることができなかつたということは、私は収入役と同時に、町長にも私は責任があったものだというふうに解釈をさせていただきたい。そのように考えておりますから、当時の検印を打たれた皆様方、安藤君からずっと検印が一番最後は左側ですかね、安藤君が一番右側であるなら、それ、隣からずっと検印を打ってこられた方達に対しての損害賠償請求については、是非とも起こしていただきたいと、よければ、後ほど議長の方にお問い合わせいただきまして、議会の方といたしましても、裁判費用等の計上を議会からでも執行部の方をお願いをしていかなければならないんじゃないかな、そのように考えております。

以上、町長と最後になりまして、非常に厳しい点、言わせていただきました。し

かしながら、高森町をよくしようという点については、また、町民の皆様方の負担を軽くしようという点については、同一した見解でございます。その手法について、私とあなたは違っていたということだけでございますので、どうぞ恨まれないように、私は私の趣旨で、あなたに質問をさせていただきましたし、意見を言わせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

また、4月から新しい町長ができあがりますけれども、その町長さん、もし、そういうことができない場合においては、すぐにでも不信任案を提出し、また、住民からリコール運動でもしていただき、首を切ると、その程度ぐらいの気持ちで見えていきたいと、もし、そういう方がいらっしゃらない場合については、私も前向きに町長については考えていかなければならないわけでございますが、そういう方がいらっしゃれば、是非とも私は応援をしていきたいと、そのように考えております。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後1時25分

1 2 月 2 0 日 (金)

(第 4 日)

平成14年第4回高森町議会定例会（第4号）

平成14年12月20日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第2 特別委員長報告について

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番	野 中 謙 三 君	2 番	甲 斐 廣 國 君
3 番	後 藤 和 昭 君	4 番	甲 斐 正 一 君
5 番	藤 本 正 一 君	6 番	相 馬 俊 行 君
7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐 楢 見 誓 香 君
10 番	佐 伯 金 也 君	11 番	杉 永 竹 範 君
12 番	甲 斐 裁 君	13 番	後 藤 英 範 君
14 番	児 玉 國 廣 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

9 番 古 澤 豊 喜 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長	今 村 博 信 君		
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 兼 草 部 出 張 所 長	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長	後 藤 秀 希 君	保 健 福 祉 課 長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水 資 源 対 策 課 長	芹 口 誓 彰 君
高 森 中 央 出 張 所 長	桐 原 一 紀 君	野 尻 出 張 所 長	住 吉 五 夫 君
収 入 役 室 長	岩 下 健 治 君	教 委 事 務 局 長	山 村 将 護 君

監査事務局長 阿南哲也君 農業委員会事務局長 村嶋兵志郎君
行政係長 甲斐敏文君 財政係長 河崎みゆき君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 色見隆夫君 議会事務局係長 佐藤幸一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（児玉國廣君） 日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

-----○-----

閉会中の継続審査について

○議長（児玉國廣君） 閉会中の継続審査案件について、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 継続審議として審議しております議案第36号、高森町上在集会所設置条例の制定については、本定例会におきまして、議長の報告がありましたように、地元におきましても、まだ結論が出ておりません。このことから、委員会におきましては、地元の結論等を十分踏まえた上で、再度審議する必要があるとの結論に達しました。

引き続き、継続審議となります。よろしくお願いたします。

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、継続審査案件については、委員長報告のとおり決定されました。

-----○-----

議案第62号 平成14年度高森町一般会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第62号、平成14年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。初めに、総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 議案第62号、総務常任委員会に付託されました平成14年度高森町一般会計補正予算について、審査の結果をご報告を申し上げます。

12月18日午前10時より、第3・4委員会室おきまして、総務常任委員全員と各担当課長、所長、課長補佐及び担当係長出席のもと、それぞれ詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第62号、平成14年度高森町一般会計補正予算につきましては、12月18日午前10時から午後2時まで、第1委員会室において、古澤委員欠席、他4名出席のもと、教育長、事務局長、各課長、課長補佐、及び関係各係長の出席を求め、慎重に審議した結果、原案のとおり、出席委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長（相馬俊行君） 6番 相馬です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第62号、平成14年度高森町一般会計補正予算について、報告をいたします。

12月18日午前10時より、庁議室において、各担当課長も各係長、それぞれ出席を求め、常任委員全員出席のもと、それぞれ詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号、平成14年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第63号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第63号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第63号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例につきましては、18日11時から、古澤委員欠席のもと、他4名の委員出席いただき、保健福祉課長、係長の出席を求め、慎重に審議した結果、原案のとおり、出席委員異議なく可とすることに決しました。

なお、保育所入所児童の費用徴収については、現在、熊本県多子世帯子育て支援事業の適用を受ける児童で、さらに3人以上同時に入所している世帯についての軽減との補足説明を受けました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第68号 平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第68号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第68号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、審議の結果をご報告申し上げます。

12月18日午前11時より、第3・第4委員会室におきまして、総務常任委員会全員、税務課長、課長補佐出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第69号 平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（児玉國廣君） 議案第69号、平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算

については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第69号、平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、18日11時より、古澤委員欠席、他4名委員出席のもと、保健福祉課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議した結果、原案のとおり、出席委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号、平成14年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 特別委員長報告について

○議長（児玉國廣君） 日程第2 特別委員長報告についてを議題といたします。

企業誘致特別副委員長の報告を求めます。企業誘致特別副委員長 佐楢見誓香君。

○企業誘致特別副委員長（佐楢見誓香君） 第3回定例会以降の企業誘致特別委員会の活動について報告をいたします。

去る10月22日から23日にかけて、群馬県の早川製作所本社を委員4名、町長、職員2名で表敬訪問を兼ねて視察研修をいたしました。研修では、小林社長他役員の皆様の説明を受けたあと、工場見学をし、意見交換を行っております。

早川製作所は、近年のこの経済低迷の中、企業努力によって業績を伸ばしておら

れるたのもしい会社であります。今後も高森工場の躍進をお願いいたしまして、研修を終了いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 藤本正一君。

○交通総合対策特別委員長（藤本正一君） 5番 藤本です。

交通総合対策特別委員会における協議内容についてご報告を申し上げます。

平成14年12月18日午前11時から、第1・第2委員会室におきまして、委員全員と総務課長、建設課長、保健福祉課長、保健福祉課長補佐、教育長、教育委員会事務局長、事務局長次長、企画観光課長、企画係長及び担当者のお席のもと、14年度第5回委員会を開催をいたしたところでございます。

まず初めに、路線バス、福祉バス、スクールバスの運行につきましては、事務局からご報告がなされました。14年度の路線バスにつきましては、依然として利用者の減少傾向が続いていること、運行距離10キロ未満の路線や乗車密度1.0未満の路線が新たに熊本県の補助対象外になったことなどが報告されました。その他、各路線とも、福祉バスに伴う影響が見られているというご報告もなされました。また、福祉バスにつきましては、試行運転中でありますことから、月平均の利用者が780人となっており、利用者の方々から大変感謝をされ、好評いただいている旨、ご報告がなされております。

次に、町民バス運行計画につきましては、事務局よりの説明が行われました。この計画は、現在、運行されております町内単独の路線バス、洗川線、多々野線、河内線や試行運転の福祉バス、高森中学校及び15年度4月統合の高森中央小学校スクールバスの運行化を一本化し、運行の効率化と高齢者や子供などの交通弱者への対応を強化することによって、地域住民の福祉の向上に資するというを目的とするものでございます。具体的な運行方法や運行コース、便数、運行、経路、乗車料金、運行開始時期などについては、その案が示されましたが、今後は本計画に基づきまして、関係者と十分検討協議を行い、平成15年10月1日の運行開始に向けて準備を進めるように、事務局に依頼をいたしたところでございます。

また、高森町を発着とします広域的な路線バス、熊北バス、宮崎交通、竹田交通につきましては、現状のとおり運行を維持するというようになっております。バス運行につきましては、財政面から公共交通機関、その役割、住民の福祉という観点から、検討を進めてまいります。安全でしかも利便性の高い効率的な生活交通確

保を図ることが重要であることから、今後、いかにこれを確保するかということが課題となっております。そのことにつきましても、委員会全員、各執行部の方々のお知恵をお借りしながら、この運行計画、スクールバス、いろんな福祉バスに関しましても、皆さん方のお知恵を拝借しながら、平成15年10月1日の本格運行に向かって計画がなされているということがございましたので、合わせてご報告を申し上げておきます。

終わります。

○議長（児玉國廣君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 佐楢見誓香君。

○議会広報特別委員長（佐楢見誓香君） 佐楢見誓香です。

「きずな」議会広報特別委員会の活動を報告いたします。

平成14年10月18日午前10時より、全員、「きずな」第12号に関する第1回広報委員会を第4委員会室で行っております。内容は、企画・原稿分担となっております。

続きまして、10月29日午前10時より、欠席2名、内容、第2回広報委員会、原稿締切、写真収集、原稿読み合わせとなっております。

11月6日午前10時30分より、欠席1名、第3回広報委員会、原稿読み合わせ、レイアウトを行っております。

11月11日午後2時より、正副委員長、レイアウト・校正を行っております。

11月22日10時より、正副委員長、「きずな」12号の校正、仮印刷、発注を行っております。

11月29日午後7時より、正副委員長、「きずな」第12号最終校正、印刷・発注をしております。

よって、14年12月10日、発行の運びとなりました。

それから、平成14年11月6日午後2時から、正副委員長で出席しましたが、県議長会主催の議会広報研修会が、議会広報の通信簿とも言うべき広報コンテストの表彰式がありました。我が議会広報は、50点満点中の37.5ということで、まだまだ研鑽が足りないなど痛感したわけであります。審査講評の中で「きずな」のことが出まして、1ページを使って、市町村合併に関する特集記事をシリーズで掲載しているということについては、高い評価を受けました。

「きずな」第12号発行に当たりまして、これはお礼ですけれども、校正に不手際がありまして、職員の皆さんに手書き訂正の応援を受けて、お陰で発送の運びと

ようやくになりました。大変ご苦勞をかけました。お礼を申し上げまして、勞を勞うものであります。

終わります。

○議長（児玉國廣君） 町村合併検討特別委員長の報告を求めます。町村合併検討特別委員長 佐伯金也君。

○町村合併検討特別委員長（佐伯金也君） 町村合併問題検討特別委員会の報告をいたしたいと思っております。

皆様方、ご存じのとおり、昨年から今年にかけて、合併問題の検討委員会で研修または会議等を数多く開かせていただいております。行政側といたしましても、アンケート、または行政の合併に対する座談会等を開いていただいたわけですが、私ども日ごろから合併は地域づくりの一つの一環であるというふうな志を持ちまして、他の南阿蘇6カ町村に対しても、その意見を最初から一貫して申し上げてきた次第でございますが、如何せん、南部6カ町村がばらける結果となってしまうと、白水・久木野・長陽の3村が任意協議会を立ち上げた次第でございます。蘇陽町におきましては、矢部町・清和村との任意協議会立ち上げに向けての勉強会が開かれておると聞いております。高森町においても、蘇陽町の方から合併についての勉強会、協議会の開催の依頼がございましたが、行政座談会の結果、あくまでも南阿蘇を一つにする合併検討の協議会であるならば、席に着こうという趣旨の返事を蘇陽町にした次第でございましたが、その後に蘇陽町が先ほど申し上げましたとおり、矢部町・清和村・蘇陽町、2町1村の合併に向けての任意協議会立ち上げという発表がなされております。

あくまでも高森町といたしましては、地域づくりを目的とした新しいふるさとを目指す合併であるべきであるという旨は貫きたいわけではありますが、国の指導、また県の意向等も非常に厳しいものがあり、今後、この合併に対して、議会特別委員会といたしましては、もし、その趣旨に反するような合併であるならば、単独でいくのが一番いいのではないかとということで話し合いをまとめておりますけれども、今後におきましても、まだまだ国・県との協議が必要になってくるというふうに思っております。

平成17年の3月31日までに何らかの結論を出すべきであると思っておりますが、先般、講演会の席でもお話がありまして、この3,000余りの市町村が合併し、3分の1になっても、この日本の経済はおそらくそう簡単には持ち直すことはできないであろうし、また、国の700兆にも及ぶ負債についても、借財につ

いても、改善されることはおそらくないであろうと、その中において、足腰の強い町村、新しい合併市町をつくっていくためにはどうするべきか、または、この合併が国の言うパターンでの合併が本当にできるものなのか、いろいろと協議を進めていきたいと、そのように考えておりますし、また、国の方には合併を一生懸命いい方向でさせようという市町村があっても、その趣旨と反する形で数合わせ的な合併をしようとする町村との合併ができないような町や村ができた場合、どうとらえていくのか、非常に疑問を生ずるわけでございますから、来年早々でも合併特別委員会総意で議員全員の参加のもとで、国または政府の方にそのような地域には、地方にはそういう町村があるのですということを陳情、または意見を申し述べに行きたい、そのように考えています。

特別委員会としましては、今後、一生懸命住民の社会福祉、またはサービス向上のために一生懸命努力をしていきたいと思っておりますが、まずは、来年早々に特別委員会として、東京の方にその旨の報告にあがる計画を立てましたことを報告いたしたいと思えます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次期議会運営につきましては議会運営委員会に、また企業誘致につきましては企業誘致特別委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、町村合併につきましては町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会・企業誘致特別委員会・交通総合対策特別委員会・議会広報特別委員会・町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 議会を閉じます。

平成14年第4回高森町議会定例会を閉会いたします。

ここで、一言申し上げます。

今定例会の冒頭に町長から今期をもって退任される表明がありましたので、議長

として一言ごあいさつを申し上げます。

今村町長は、点と点を線で結び、面を作り、面の上での人づくり、まちづくりをモットーに3期12年にわたり進められた政策であったと感じております。顧みますと、点であります拠点施設は、初めに河原老人憩いの家をはじめ、各地区に施設を建設されました。線であります町道整備につきましては、色見環状線の他、三十数本が整備されております。面につきましては、ゾーニングプランも確かにできあがっておりますが、人材育成につきましては、若干の疑問を感じておるところでございます。

町長の当初の退陣表明の中で、大変職員に恵まれまして、3期12年間を過ごしてきたということでもございましたけれども、私から言わせますならば、職員の不祥事によりまして、平成7年7月を初め、平成11年10月に当たります6回の何らかの処分、減給処分の100分5から多い時には100分の25まで受けられたわけでもございまして、このことにつきましては、前代未聞ではなかったかというふうに辛口で申し上げさせていただきます。

今後、新しい町長さんができました時には、職員の皆さん方には襟を正し、町長に迷惑をかけないような立派な職員になっていただきたいというふうに思うわけでもございます。

いろいろ申し上げましたが、町長におかけましては、気持ちに反して体力の衰えには勝てなかったのが現実ではなかったかと思う次第であります。残任期間、体を大切に、政治家としての悔いの残らない職務に精励されますことをご祈念申し上げます、議長としての一言の言葉とさせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成14年第4回定例会

平成14年12月発行

発行人 高森町議会議長 児玉國廣
編集人 高森町議会事務局長 色見隆夫
作成 株式会社アクセス

電話 (096)372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1600 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (09676)2-1111